

令和5年度 第1回 倉敷市環境審議会

日時 令和5年8月8日（火）10:00～

場所 倉敷市役所本庁舎2階 207会議室

次 第

1 委嘱辞令交付

2 開会・あいさつ

3 倉敷市環境審議会について

4 会長・副会長の選出

5 議 事

（1）倉敷市第二次緑の基本計画の進捗状況等について

（2）大気常時監視測定局の適正配置について

6 その他

7 閉 会

倉敷市環境審議会委員名簿

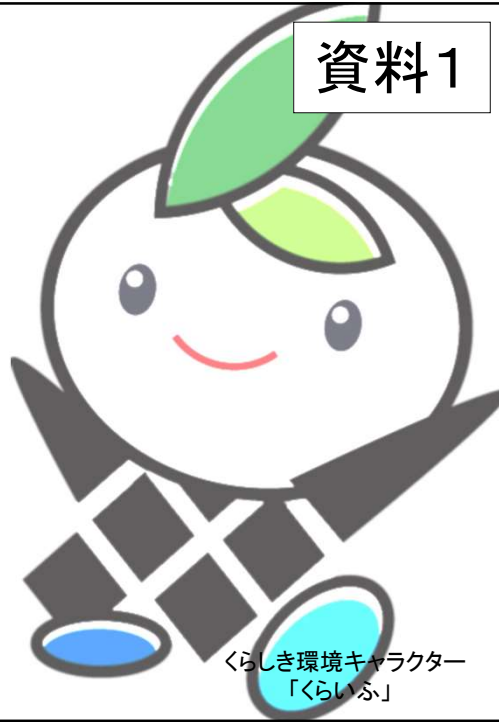
任期(令和5年7月1日～令和7年6月30日)

氏名	所属団体
いかつ ひさよし 井勝 久喜	吉備国際大学 副学長
いけだ ゆきこ 池田 有希子	公募委員
いまじょう 今城 はるみ	倉敷商工会議所女性会 副会長
おおが てつや 大賀 哲哉	NPO法人岡山県樹木医会 副理事
おかの たかし 岡野 貴司	倉敷の自然をまもる会 会長
おき ようこ 沖 陽子	岡山県立大学 理事長 兼 学長
こばやし しゅうじ 小林 秀司	岡山理科大学 理学部動物学科 教授
こばやし ともこ 小林 倫子	倉敷・総社温暖化対策協議会 事務局
しまおか ひろえ 島岡 浩恵	倉敷市立自然史博物館友の会 評議員
たかはし かずひろ 高橋 和宏	岡山県備中県民局地域政策部環境課 課長
とびき よしこ 飛峪 佳子	公募委員
なかつ かずよし 中田 和義	岡山大学 学術研究院 環境生命自然科学学域 教授
なかの こうじ 中野 幸司	倉敷地区労働者福祉協議会 事務局長
はしぐち きょうこ 橋口 京子	倉敷市環境衛生協議会 理事
ふじた なおき 藤田 直樹	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場 環境保安室長
まつなり やすあき 松成 康昭	倉敷市議会 議員
みやもと ゆきこ 宮本 由紀子	倉敷市教育委員会 倉敷教育センター 指導主任

(五十音順 敬称略) 17名

資料1

倉敷市 環境審議会 について



倉敷市環境審議会設置の経緯①

昭和30年代～

平成～

高度経済成長期に伴う大気汚染や水質汚濁などの産業公害問題

個別に対策

昭和42年
「公害対策基本法」で産業公害克服を
昭和47年
「自然環境保全法」で自然環境保全を

- ① 生活排水、ごみ、自動車排ガスなどの都市・生活型の環境問題
- ② 地球温暖化、酸性雨など地球規模での環境問題
- ③ 都市化の進行による身近な自然の減少

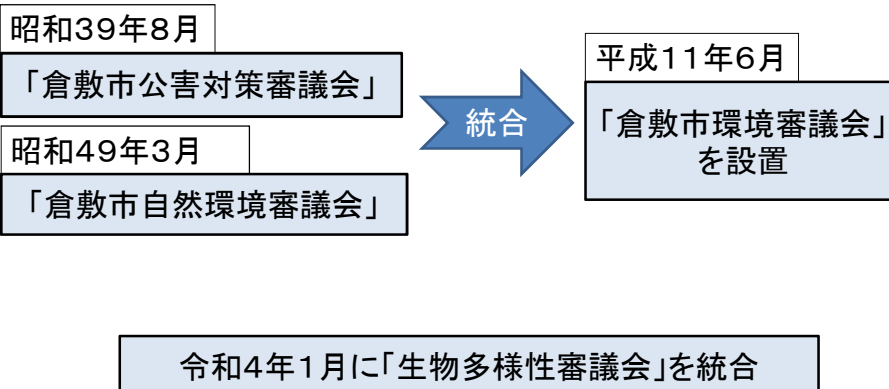
総合的に対策

平成5年に「環境基本法」を制定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進

個別に対策を講じるには、限界があり、一つの施策体系のもとに総合的な対応が必要

倉敷市環境審議会設置の経緯②

○倉敷市の審議会



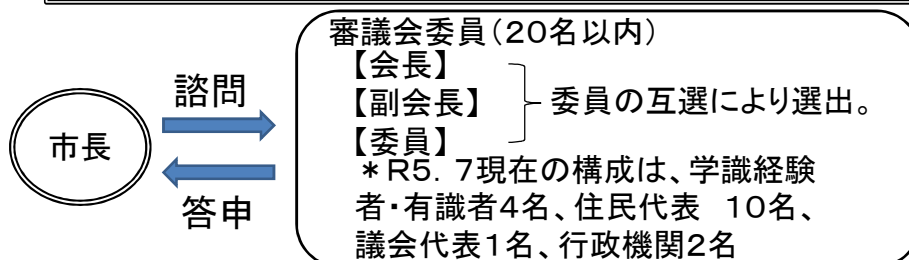
2

審議会の所掌事務

倉敷市環境審議会条例により設置

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- (3) 生物多様性地域戦略その他の自然環境の保全及び回復に関する重要な事項



3

委員の任期・開催頻度

- 任期：2年間
令和5年7月1日～令和7年6月30日
- 開催頻度：2回程度／年

(参考)環境分野のその他審議会等について

- ◆倉敷市地球温暖化対策審議会
 - ◆倉敷市廃棄物減量等推進審議会
 - ◆倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会
 - ◆倉敷市下水道事業審議会
- など

過去の審議状況

年度・回数	議 事	共通議事
【令和元年度】 3回開催 (7・10・11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市第三次環境基本計画の策定方針について ・倉敷市第三次環境基本計画に係るアンケート(基礎調査)について 	・ ・ ・ ・ 倉敷市環境基本計画の進捗状況 倉敷市緑の基本計画の進捗状況 倉敷市生物多様性地域戦略の進捗状況 倉敷市環境白書について 毎年年度作成
【令和2年度】 4回開催 (8・10・12・2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市第三次環境基本計画「施策体系」「計画構成」等について ・倉敷市第三次環境基本計画に係る市民モニター制度活用したアンケートについて ・倉敷市自然環境保全条例施行規則の改正案について(報告) ・倉敷市第三期生活排水対策推進計画の策定について(報告) 	
【令和3年度】 2回開催 (7・2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市第二次環境基本計画の総括について ・倉敷市第三次環境基本計画の概要及び実施計画について ・生物多様性審議会の統合について(事務局説明) 	
【令和4年度】 2回開催 (8・2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通議事のみ 	

今年度の予定

8月8日

- ・委嘱式、会長・副会長の選出
- ・倉敷市環境審議会の概要
- ・倉敷市緑の基本計画進捗状況報告
- ・大気常時監視測定局の適正配置について(案)

第1回
(本日)

10月

- ・倉敷市第三次環境基本計画進捗状況報告
- ・倉敷市生物多様性地域戦略進捗報告
- ・大気常時監視測定局の適正配置について

第2回

倉敷市第二次緑の基本計画の施策の体系図

倉敷市第二次緑の基本計画

～豊かな緑と水に囲まれた環境、

花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。～

第二次緑の基本計画に係る第1期実施計画
(令和4年度実績及び令和5年度計画)

- 基本方針1 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます
- 基本方針2 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります
- 基本方針3 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます

倉 敷 市
土木部公園緑地課

【基本理念】



目標とする指標の進捗状況

<基本方針1> 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます（緑の保全）

○指標1 緑地率（緑地の確保）

区分	基準値 (H26)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	実績値 (R03)	実績値 (R04)	目標年次 (R17)
市街化区域	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.3%	7.3%	7.3%	7.7%
	870.5ha	873.7ha	872.9ha	874.5ha	879.3ha	880.1ha	878.4ha	929.2ha
市域全体	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.3%	17.5%
	6,072.1ha	6,084.6ha	6,089.8ha	6087.0ha	6094.9ha	6095.7ha	6098.1ha	6,170.5ha

<基本方針2> 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります（緑の創出）

○指標2 都市公園等の整備（一人当たり面積）

区分	基準値 (H26)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	実績値 (R03)	実績値 (R04)	目標年次 (R17)
都市公園	8.1㎡/人	8.1㎡/人	8.1㎡/人	8.2㎡/人	8.2㎡/人	8.2㎡/人	8.2㎡/人	10.0㎡/人
	390.6ha	393.3ha	392.7ha	393.6ha	393.7ha	394.3ha	394.3ha	476.3ha
都市公園等	14.9㎡/人	15.0㎡/人	15.1㎡/人	15.0㎡/人	15.0㎡/人	15.1㎡/人	15.2㎡/人	17.2㎡/人
	720.1ha	724.3ha	725.6ha	723.1ha	723.0ha	722.8ha	725.8ha	818.5ha

※都市公園等とは、都市公園及び公共施設緑地の合計

○指標3 身近な都市公園等に歩いていける地域の割合（市街化区域）

区分	基準値 (H26)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	実績値 (R03)	実績値 (R04)	目標年次 (R17)
身近な都市公園等に 歩いていける地域の割合	75.9%	78.4%	78.8%	79.2%	79.4%	79.5%	79.5%	80.0%

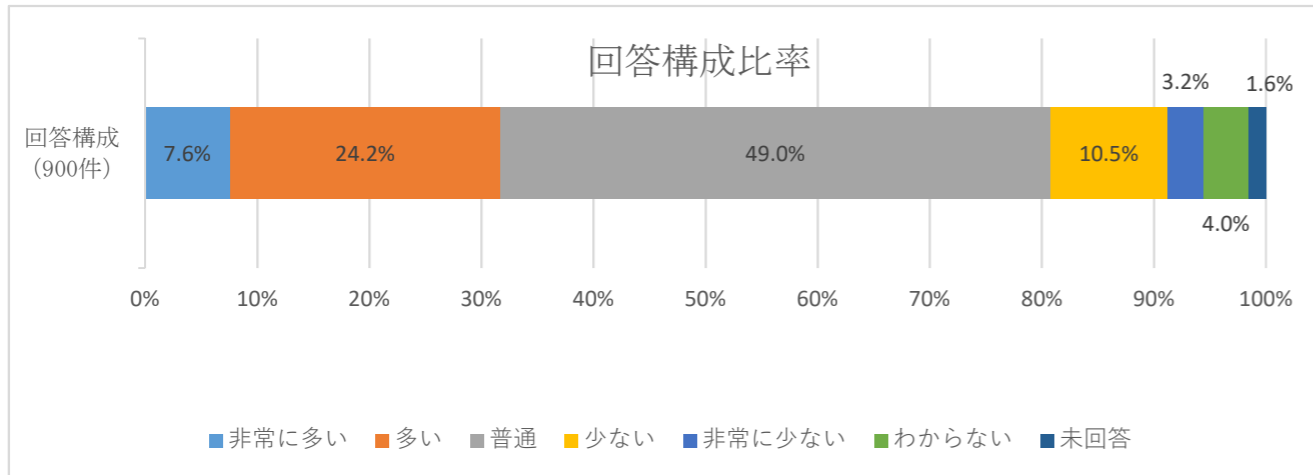
※身近な都市公園等： 街区公園、近隣公園、地区公園、遊園、開発遊園、住宅遊園、子ども広場

※歩いていける地域： 街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

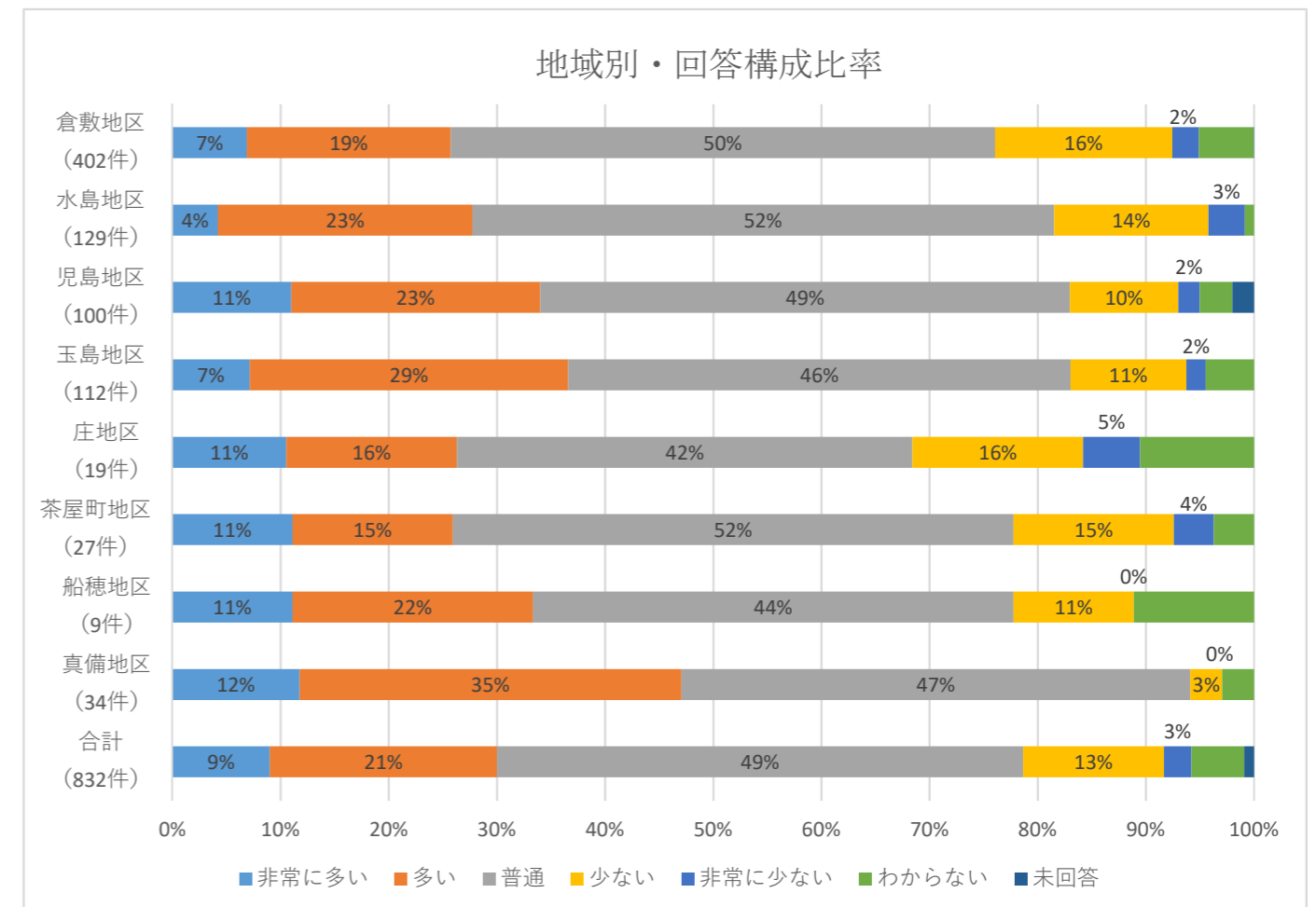
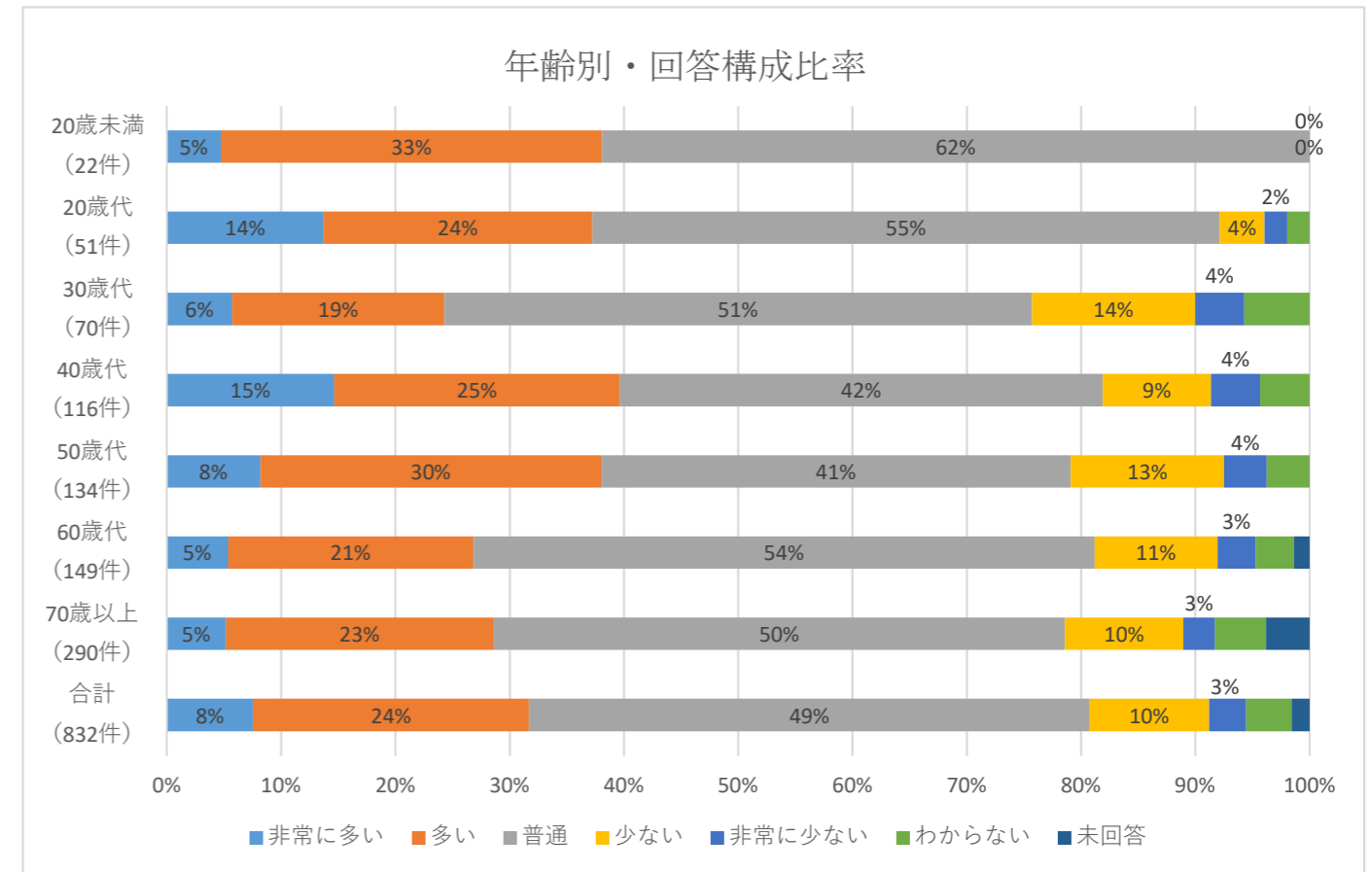
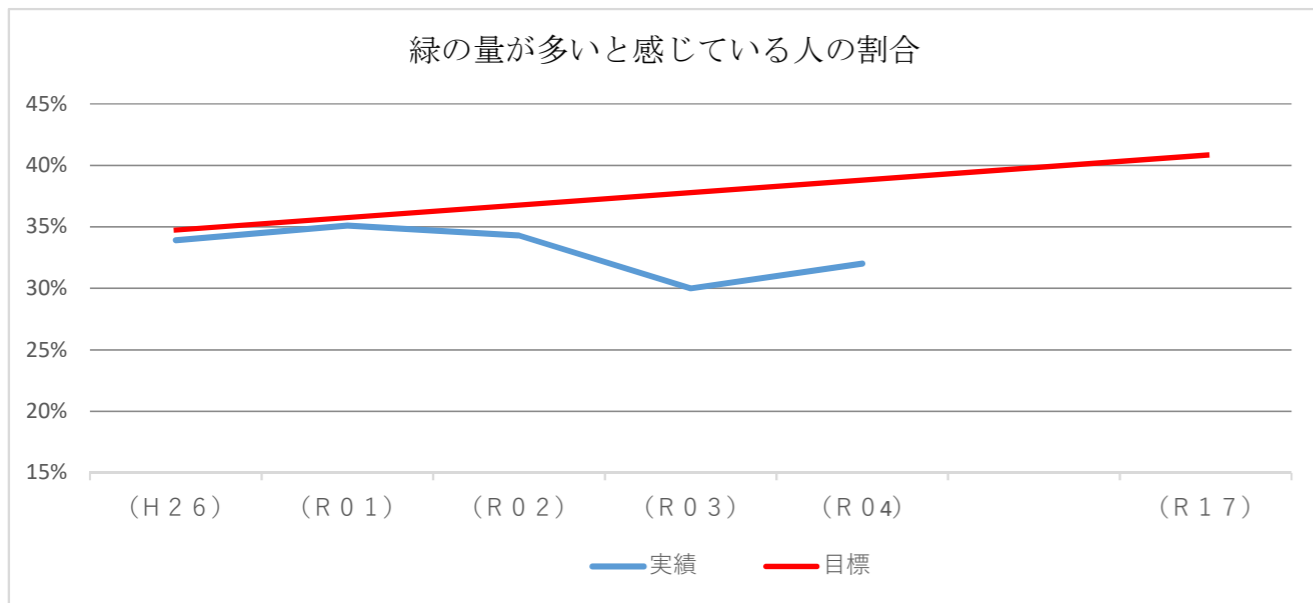
<基本方針3> 「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます」

○指標4 身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合について

【質問】 あなたがお住いの身近な地域の緑の量について、どのように感じていますか。

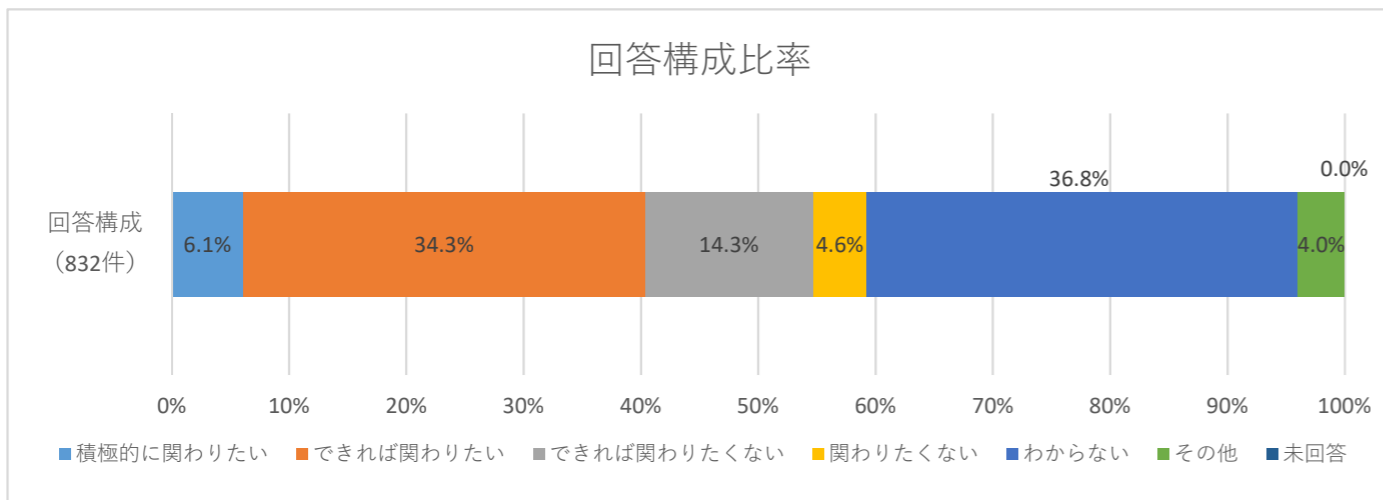


区分	基準値 (H26)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	実績値 (R03)	実績値 (R04)	目標年次 (R17)
緑の量が多いと感じている人の割合 (非常に多い+多い)	33.9%	35.1%	34.3%	30.0%	31.7%	40.0%



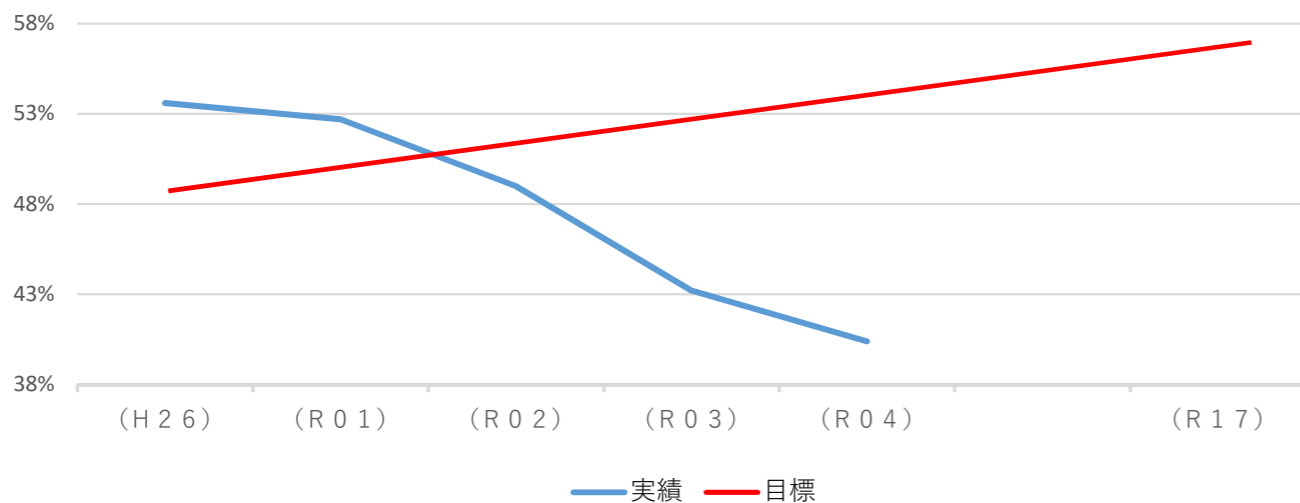
○指標5 緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合について

【質問】 今後、まちづくりに対して、どう考えますか。

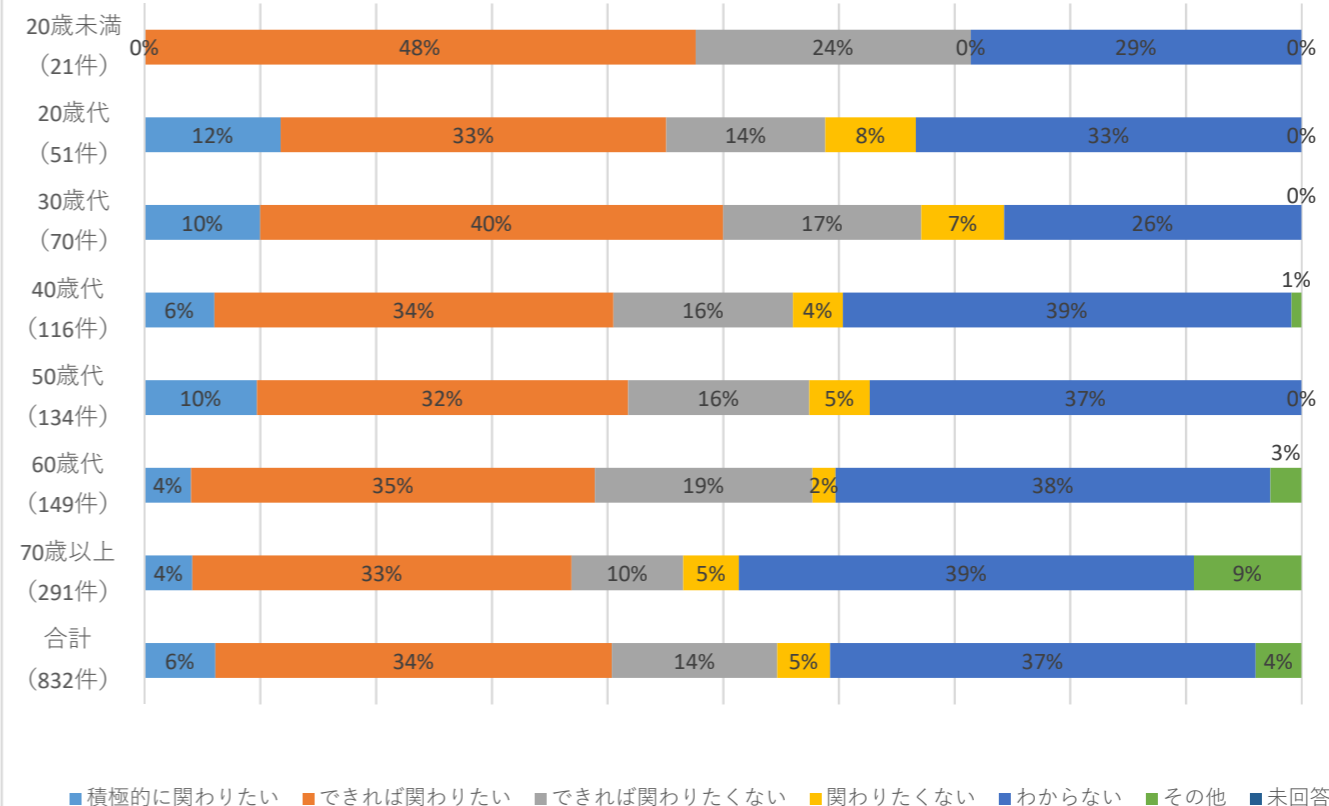


区分	基準値 (H26)	実績値 (R01)	実績値 (R02)	実績値 (R03)	実績値 (R04)	目標年次 (R17)
緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合 (積極的に+できれば関わりたい)	53.6%	52.7%	49.4%	43.0%	40.4%	60.0%

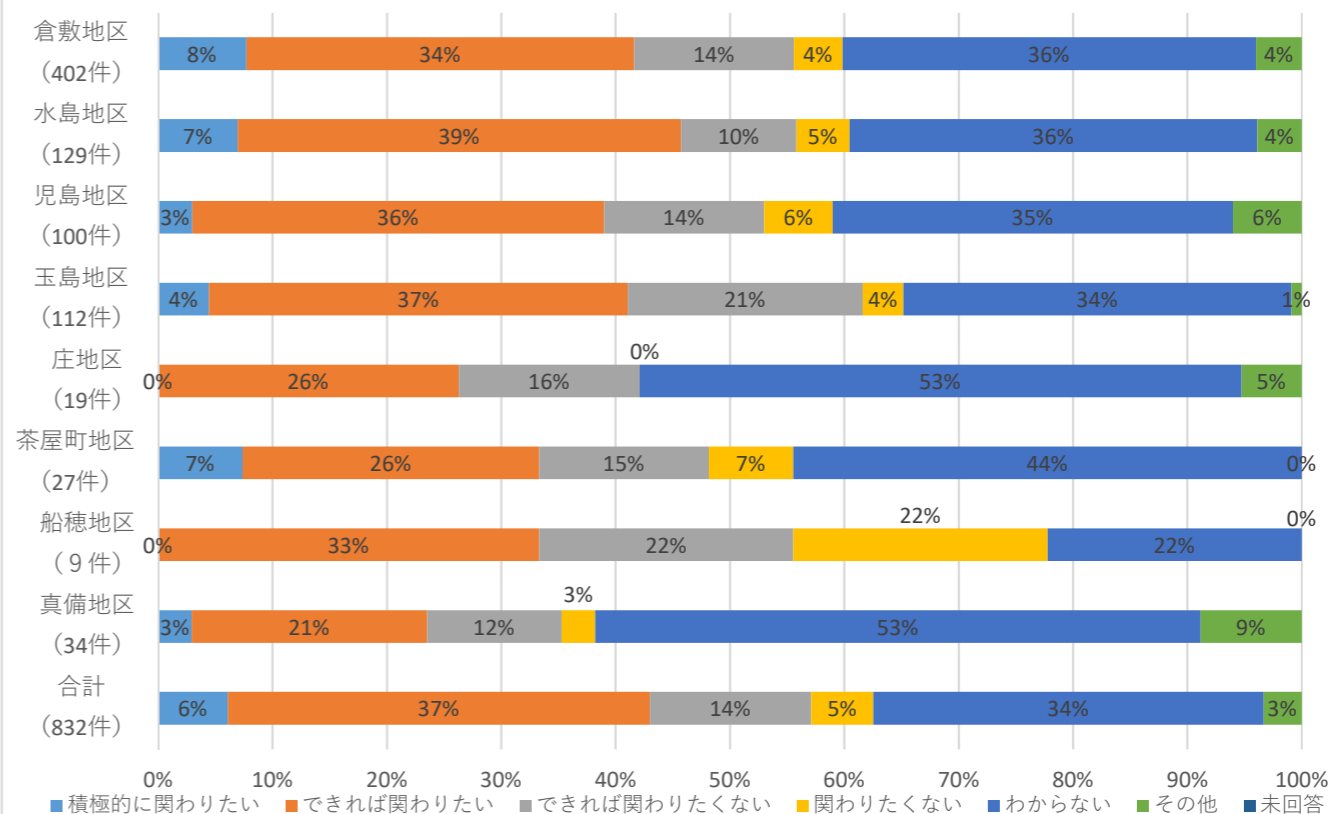
緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合



年齢別・回答構成比率



地域別・回答構成比率



倉敷市第二次緑の基本計画（令和4年度実績・令和5年度計画）調査表

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
(1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	①骨格となる緑の保全・活用	1) 丘陵地の保全・活用	・病害虫防除や林野火災予防などで森林を健全な状態で保全 ・森林ボランティア活動の支援や啓発を通じ、良質な自然環境を次世代に継承	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施する。	倉敷市森林整備計画	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施した。	—	倉敷市森林整備計画により森林のもつ公益的機能を活用するため森林の整備及び保全を実施する。	—	農林水産課
				水源林の保育及び管理を行うとともに、森林諸機能の維持増進を図り、水源を確保し、災害の防止に努める。	水源林管理事業	間伐や撫育、下刈り作業などにより高梁川上流地帯の水源林の保全を図った。 新見市 91ha	3,617	間伐や撫育、下刈り作業などにより高梁川上流地帯の水源林の保全を図る。 新見市 91ha	4,160	農林水産課
				松くい虫被害対策のため薬剤散布と被害木の伐倒駆除を推進する。	松くい虫の予防及び駆除	鷲羽山の13haについて、薬剤地上散布を年2回行った。また、松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布を行った。	11,267	鷲羽山の13haについて、薬剤地上散布を年1回行う。また、松くい虫被害木の伐倒及び伐倒木への薬剤散布を行う。	12,599	農林水産課
				地区山火事予防協議会を中心に情報収集及び啓発活動を推進する。	林野火災予防啓発・広報	県事業を活用し、山火事予防啓発物品の配布（チラシ、花の種、ポケットティッシュ）などを行った。	1,384	県事業を活用し、山火事予防啓発物品の配布（チラシ、花の種、ポケットティッシュ）などを行った。	1,355	農林水産課
				森林等の緑を保全するとともに、ふれあいの場を整備維持管理する	ふれあいの森等管理事業	ふれあいの森、愛宕山公園、美しい森（倉敷・真備）の維持管理を行った。	15,556	ふれあいの森、愛宕山公園、美しい森（倉敷・真備）の維持管理を行う。	17,557	農林水産課
				病害虫防除を行い、森林を健全な状態で保全する	松林保全事業	おかやま森づくり県民税を利用し、観光地である鷲羽山周辺の松を保全する樹幹注入事業を実施 1月 樹幹注入作業 松 301本（薬剤 1,612本）	4,965	おかやま森づくり県民税を利用し、観光地である鷲羽山周辺の松を保全する樹幹注入事業を実施する。	4,993	児島支所産業課
				幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板を設置及び老朽化に伴う更新を行う。	山火事予防看板設置事業	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の点検を実施 看板設置 17件	—	幹線道路沿いや山道等に、タバコの投げ捨て防止の呼びかけを重点にした山火事予防看板の設置及び点検を実施する。	—	消防・予防課
				管内の山火事予防重点地域で、林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	山林火災防御訓練	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図った。 訓練件数 1件	—	管内の山火事予防重点地域で林野火災防御訓練を実施し、地域住民に山火事予防意識の高揚を図る。	—	消防・予防課
		2) 水辺の保全・活用	・河川や海岸などの水辺を親水空間、レクリエーション空間として活用しながら良質な自然環境を保全 ・生物多様性の保全のために、希少な野生動植物が生息・生育する区域では、良好な環境の保全・創出に努める ・下水道整備の推進、排水に関する企業等への指導徹底などにより、河川やため池、用水の水質保全・浄化に努める	水質環境保全のために、工場・事業場に対して排水の規制や指導を行う。また、児島湖流域清掃大作戦の実施や環境保全推進員制度等により、水環境保全の啓発活動を推進する。	水質汚濁防止対策事業	工場・事業場等の水質汚濁物質の発生源に対する規制及び指導を行った。また、令和4年11月6日に倉敷市役所周辺で児島湖流域清掃大作戦を実施した。	3,842	工場・事業場等の水質汚濁物質の発生源に対する規制及び指導を行う。また、令和5年11月5日に倉敷市役所周辺で児島湖流域清掃大作戦を実施する。	5,213	環境政策課
				市内の河川・海域の水質汚濁状況の把握及び工場・事業場の排水の水質分析を行う。	水質調査事業	水質汚濁防止法第15条「常時監視」及び第16条「測定計画」に基づき、河川18地点、海域21地点の公共用水域で水質調査を実施し、水質の状況把握に努めた。	26,474	水質汚濁防止法第15条「常時監視」及び第16条「測定計画」に基づき、河川18地点、海域21地点の公共用水域で水質調査を実施し、水質の状況把握に努める。	18,950	環境監視センター
				高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進することで、生物多様性の保全と持続的な利用に向けて行動できる人材を育成し、地域の活性化を図る。	生物多様性エコツアーの相互実施支援事業	高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアーの開催に関心のある団体等に対し、実践的な講習会とエコツアーを実施した。 令和4年11月19日実施 （午前の部24名、午後の部22名）	449	高梁川流域圏域において生物多様性エコツアーを推進するため、エコツアーの開催に関心のある団体等に対し、実践的な講習会とエコツアーを実施する。	535	環境政策課
				下水道の維持管理等を行う。	下水道事業	処理場、ポンプ場の管理等の維持管理を行った。 水島外3下水処理場、24ポンプ場など	722,850	処理場、ポンプ場の管理等の維持管理を行った。 水島外3下水処理場、24ポンプ場など	727,702	下水施設課 下水建設課
				農業集落を対象に、生活環境の改善を図り、農業用水や河川などの水質保全のため、排水処理施設の整備を行う。	農業集落排水施設事業	農業集落排水処理施設の維持管理を行った。 倉敷地区 浅原、船穂西部地区 船穂西部、真備地区 箭田川南	10,350	農業集落排水処理施設の維持管理を行う。 倉敷地区 浅原、船穂西部地区 船穂西部、真備地区 箭田川南	10,779	下水施設課
				親子で、魚ふれあい体験や底びき網船乗船等の漁業体験学習を行う。	漁業体験学習事業	高梁川流域事業として漁業体験学習を2回実施した。	649	高梁川流域事業として漁業体験学習を実施する。	856	農林水産課
(1) 倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	①骨格となる緑の保全・活用	2) 水辺の保全・活用	・農業施策と連携した農地の保全、耕作放棄地の再生・活用、環境保全型農業	普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理	河川維持管理事業	普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理を行った。	154,641	普通河川、準用河川、それに付随する水門及びポンプ場等の維持管理を行う。	168,036	土木課
				倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理に努めるとともに、絶滅危惧種に指定されたミズアオイの自生地の整備・保全に努める。	倉敷川植栽管理事業	倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理を行った。	22,239	倉敷川沿いの河川緑地、親水広場等の維持管理を行う。	23,000	土木課
				県が整備した沙美緑地の維持管理を行う。	沙美緑地管理運営事業	県が整備した沙美緑地の維持管理を行った。	7,121	県が整備した沙美緑地の維持管理を行う。	6,921	公園緑地課
				6月、海水浴場の海開きの前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃を実施する。	リフレッシュ瀬戸内事業	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	沙美海岸の清掃活動を実施する。	—	企画経営室
				まび水辺の楽校の維持管理をする。	まび水辺の楽校の維持管理	災害復旧されておらず使用不可であり、維持管理業務は未実施 ※管理面積 約49千㎡	0	災害復旧されておらず使用不可であり、維持管理業務は未実施 ※管理面積 約49千㎡	0	真備支所市民課
				3) 農地の保全・活用	・農業施策と連携した農地の保全、耕作放棄地の再生・活用、環境保全型農業	農作物栽培を通じて農業と食の重要性に対する理解を深めることや、家族の憩いの場・地域交流の場として、市民農園を整備し管理運営する。	市民農園管理事業	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行った。 （23園、27,140㎡）	4,275	遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行う。 （21園、24,621㎡）

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署						
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）							
			<p>の推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者や消費者の理解を深め、環境保全型農業を推奨するとともに、地産地消及び旬産旬消の推進に努める ・ 開発が計画された際には、開発事業者に対して、生物多様性など環境への配慮、緑化の推進などを指導する ・ 遊休農地では、地権者の意向を踏まえながら市民農園など市民が身近に土とふれあえる場としての活用を図る 	<p>中山間地域において、耕作放棄の発生防止や水源のかん養等多面的機能の確保を図るため、交付金により支援する。</p> <p>国の耕作放棄地対策の対象とならない農地で実施される再生・利用の取り組みを市単独の補助金交付により支援する。</p> <p>農業祭で実施している採れたて新鮮野菜の即売や共進会の開催などを行ない、地産地消を推進する。</p>	<p>中山間地域等直接支払事業</p> <p>耕作放棄地対策事業</p> <p>くらしき農業まつりの開催</p>	<p>農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地維持管理の協定を締結して農業生産活動等を行う集落を補助金により支援した。</p> <p>耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組を補助金により支援した。</p> <p>新鮮野菜や農水産加工品の即売、共進会などを行い、地産地消の推進を図った。また、農林水産業功労者及び表彰共進会入賞者の表彰式を行った。 農業祭：11月27日（日） 表彰式：12月15日（木） 功労者表彰受賞者：26名 共進会入賞者：14名</p>	<p>1,574</p> <p>791</p> <p>2,107</p>	<p>農業生産条件の不利な中山間地域において、農用地維持管理の協定を締結して農業生産活動等を行う集落を補助金により支援する。</p> <p>耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組を補助金により支援する。</p> <p>農業祭で実施している採れたて新鮮野菜の即売や共進会の開催などを行い、地産地消を推進する。</p>	<p>1,574</p> <p>975</p> <p>3,104</p>	<p>農林水産課</p> <p>農林水産課</p> <p>農林水産課</p>						
				<p>地元産品、特産品の消費推進を行う。</p>	<p>地産地消推進事業</p>	<p>HP等で農林水産物直売所のPR、倉敷駅でのスイートピーPRイベント、市内の主な農林水産物について、旬の時期や選び方、食べ方などを掲載した冊子「くらしき農産物ガイド」等の活用を通して、地産地消を推進した。 ※コロナ禍により事業縮小</p>	<p>179</p>	<p>HP等で農林水産物直売所のPR、市内外での農産物PR、市内の主な農林水産物について、旬の時期や選び方、食べ方などを掲載した冊子「くらしき農産物ガイド」等の活用を通して、地産地消を推進する。</p>	<p>773</p>	<p>農林水産課</p>						
				<p>地場産物を使ったレシピの紹介などにより、郷土料理を含めた地産地消の啓発を行う。</p>	<p>食育推進事業</p>	<p>コロナ禍で中止や縮小していたイベントや教室を再開することができ、関連団体や市関連部署と連携につながった。特に「made inくらしき」では、倉敷産野菜のPRを3ベジ啓発と併せて行うことで、より効果的に野菜摂取や地産地消推進の働きかけができた。1回 500人以上（配布資料数）</p>	<p>834</p>	<p>令和3年度から推進している「くらしき3ベジプロジェクト」を通して関連団体や市関連部署と連携し、地産地消の啓発を行う。さらに、Instagramやホームページ等を活用し、広く啓発する。</p>	<p>1,516</p>	<p>健康づくり課</p>						
				<p>（1）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】</p>	<p>②特徴的な緑の保全・活用</p>	<p>1）優れた自然環境の保全・再生・活用</p>	<p>・ 優れた自然環境の保全・再生、自然にふれる場として活用</p> <p>・ 貴重な野生動植物の生息・生育に適した自然環境の保全・再生を図るとともに、特に保全が必要な区域では、条例による緑の保全区域等の指定を検討する</p>	<p>鷲羽山に代表される風光明媚な瀬戸内の豊かな自然を次代に継承するために公園や園地の管理等を行う。</p> <p>鳥を観察できる、市内12か所の「探鳥コース」の案内板などの補修を随時行い、身近な自然に親しんでもらう。</p> <p>倉敷市生物多様性地域戦略に基づき、希少野生動物の生息・生育環境の保全を行う。</p>	<p>瀬戸内海国立公園及び園地の管理</p> <p>探鳥コース・野鳥観察地の維持管理</p> <p>希少野生動物の生息・生育環境の保全事業</p>	<p>地元団体等と協力して、国立公園の維持管理を行った。（鷲羽山、王子が岳、由加山、通仙園）</p> <p>市内12か所ある「探鳥コース」のコースを確認し、浅原コースの案内板を補修した。</p> <p>ヌートリア害防護フェンスの設置など、ミズアオイ自生地の整備・管理に協力した。また、春夏には市民に対して、種まき会と観察会で啓発を行った。</p> <p>自然保護団体、地域住民と協力し、スイゲンゼリタナゴ等の保護活動を推進した。</p>	<p>22,369</p> <p>224</p> <p>33</p> <p>560</p>	<p>地元団体等と協力して、国立公園の維持管理を行う。（鷲羽山、王子が岳、由加山、通仙園）</p> <p>市内12か所ある「探鳥コース」のコースを確認し、設置している案内板などの補修を随時行う。</p> <p>ヌートリア害防護フェンスの設置など、ミズアオイ自生地の整備・管理に協力する。また、春には市民に種まき会等の啓発活動を行う。</p> <p>自然保護団体、地域住民と協力し、スイゲンゼリタナゴ等の保護活動を推進する。</p>	<p>23,959</p> <p>-</p> <p>73</p> <p>624</p>	<p>公園緑地課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p> <p>環境政策課</p>		
							<p>野草園の維持管理を行う。</p>	<p>野草移植地管理</p>	<p>野草移植地である種松山野草園の維持管理を行った。</p>	<p>497</p>	<p>野草移植地である種松山野草園の維持管理を行う。</p>	<p>487</p>	<p>環境政策課</p>			
							<p>市民参画による生き物調査を実施する。</p>	<p>高梁川流域生き物調査</p>	<p>高梁川流域の住民参加型でジャンボタニシの分布状況を調査した。81件の報告を受け、結果をHPに掲載した。</p>	<p>340</p>	<p>ジャンボタニシを調査対象として、高梁川流域の住民参加型調査を実施する。</p>	<p>481</p>	<p>環境政策課</p>			
							<p>自然環境保全条例の規定に基づいて自然保護監視員を委嘱し、自然環境の保全と回復に関する施策への協力や情報提供を得る。</p>	<p>自然保護監視員の委嘱</p>	<p>自然環境研修会等を開催した。自然保護監視員だよりをホームページ等に掲載することにより、自然保護の重要性を認識してもらった。</p>	<p>77</p>	<p>自然環境研修会等を開催する。自然保護監視員だよりをホームページ等に掲載することにより、自然保護の重要性を認識してもらった。</p>	<p>182</p>	<p>環境政策課</p>			
							<p>2）地域を代表する緑の保全・活用</p>		<p>・ 文化財等と一体となり、歴史・文化的風景を形成している樹林地の保全に努め、必要に応じて条例による保全区域等の指定、管理協定制度などの活用を検討する</p> <p>・ 巨樹や老樹など地域のランドマークとなる樹林を次世代に継承</p> <p>・ 文化財の歴史・文化的価値を保全しつつ、多くの方が来訪できるように継続的な維持管理を行い、公園的な活用を図る</p>	<p>史跡等の文化財において、歴史・文化資源の保全を図りつつ、公園的な活用ができるよう、除草など継続的な維持管理を行う。</p> <p>自然保護監視員や市民からの情報をもとに、巨樹・老樹等の調査を行う。</p>	<p>文化財等の保全と公園的活用の推進</p> <p>巨樹・老樹等の維持管理</p>	<p>史跡等の状況を保全するため、下津井城跡・福田貝塚・一の口水門等において、除草や草刈り、樹木の伐採などを行った。</p> <p>自然保護監視員や市民からの情報をもとに巨樹・老樹等の調査を行った。既設の巨樹説明看板を補修した。（1か所）</p>	<p>1,694</p> <p>0</p>	<p>史跡等の状況を保全するため、定期的に除草や草刈りなどの維持管理作業を行う。</p> <p>自然保護監視員や市民からの情報をもとに巨樹・老樹等の調査を行う。巨樹説明看板を補修する。</p>	<p>1,683</p> <p>50</p>	<p>文化財保護課</p> <p>環境政策課</p>
										<p>市指定天然記念物の防除対策として薬剤の地上散布を行う。</p> <p>松くい虫防除2回 葉ダニ防除1回</p>	<p>市指定天然記念物松くい虫等防除事業</p>	<p>市内に3か所ある市指定天然記念物の松について、防虫等の対策として薬剤散布を2回行った。 ・ 影向の松（中帯江） ・ 雨笠の松（玉島黒崎） ・ 鳳凰の松（片島町） 松くい虫防除1回 葉ダニ防除1回</p>	<p>171</p>	<p>市内に3か所ある市指定天然記念物の松について、防虫等の対策として薬剤散布を行う。</p>	<p>179</p>	<p>文化財保護課</p>
										<p>良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木として指定します。</p>	<p>景観重要樹木の指定</p>	<p>良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木としての指定するための検討を進めた。</p>	<p>-</p>	<p>良好な景観の形成に重要な樹木で、条件に該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木としての指定するための検討を引き続き進める。</p>	<p>-</p>	<p>都市計画課</p>
<p>景観形成重点地区候補地において景観形成基準を策定する。</p>	<p>景観形成重点地区候補地においての景観形成基準の策定</p>	<p>4地区（下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区・児島ジーンズストリート周辺地区）の候補地について、景観形成重点地区指定の検討を進めた。</p>	<p>-</p>							<p>4地区（下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区・児島ジーンズストリート周辺地区）の候補地について、景観形成重点地区指定の検討を進める。</p>	<p>-</p>	<p>都市計画課</p>				

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
（1）倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】	②特徴的な緑の保全・活用	3）暮らしに密着した緑の保全・活用	・生活や歴史・文化と一体となり良好な景観を形成する緑の保全・再生に努める ・里山では、間伐や竹林整備、生物多様性に配慮した整備など里山保全活動の支援を図る ・里山を保全・管理・活用する仕組みづくりの検討	各小学校区の史跡や緑などをめぐりくらしきまち歩きと歩きマップを活用して、地域の緑に親しむ。	運動で健康づくり推進事業	各小学校区の史跡や緑などをめぐりくらしきまち歩き、さと歩きマップを活用したウォーキング大会を開催するなど地域の緑に親しんだ。 現在64学区中、55学区のマップを公開しており広く市民に啓発を行った。 また、防災の視点を取り入れるなどし、13学区分のマップの改訂を行った。	325	各小学校区の史跡や緑などをめぐりくらしきまち歩き、さと歩きマップを活用して、学区単位でウォーキング大会を開催するなど地域の緑に親しむ。 新規作成または改訂されたマップについてホームページに公開し広く市民に啓発を行う。	701	健康づくり課
				地域の文化財とその周辺の緑の維持管理を推進する。	歴史・文化資源と一体となった緑の維持管理の推進	国指定史跡である箭田大塚古墳とその周辺について、定期的に除草や草刈り、清掃等を行った。	660	国指定史跡である箭田大塚古墳周辺の環境整備を行う。	665	文化財保護課
			良好な景観、環境を形成する緑を法や条例による保全地域、保全区域の指定を検討する。	緑地の保全地域・区域の指定	都市緑地法等の一部を改正する法律で、市民緑地の設置管理計画の認定制度が創設され、その認定を市長が行う法改正が行われたことを踏まえ、条例等の制定について継続検討とした。	—	都市緑地法等の一部を改正する法律で、市民緑地の設置管理計画の認定制度が創設され、その認定を市長が行う法改正が行われたことを踏まえ、条例等の制定を検討する。	—	公園緑地課	
（2）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります	①フラワーガーデンシティの形成（都市公園等の整備）	1）身近な都市公園等の整備	・公園が少ない地域を優先とした街区公園の整備 ・多様なニーズを反映した利用満足度の高い公園の整備、個性ある公園の整備	市街地での公園整備を推進する。また、適正な配置で街区公園を設置する。	街区公園の整備	街区公園整備のための工事を行った。 （仮称）西阿知町ふれあい公園ほか	26,987	街区公園整備のための工事を行う。 （仮称）亀山広場ほか	15,391	公園緑地課
				利用しやすい公園づくり、市民のニーズに対応した公園づくりを進めるため街区公園を魅力ある公園に再整備する。また、小規模な公園・遊園の統廃合や機能の見直しを検討する。	公園の再整備	公園のトイレ水洗化を進めたり、市民のニーズに対応した施設整備により、快適な公園にした。 トイレ水洗化：グリーンパーク真備ほか	49,578	公園のトイレ水洗化を進めたり、市民のニーズに対応した施設整備により、快適な公園にする。 トイレ美装化：鶴形2丁目公園トイレほか	66,300	公園緑地課
				適正に配置し、住民に憩いと安らぎの場を提供する。	近隣公園の整備	適正配置に向けて、検討した。	0	適正配置に向けて、引き続き検討する。	0	公園緑地課
		2）都市基幹公園の整備	・市域のバランスや社会情勢の変化に応じた再整備を行う	倉敷市運動公園活用基本構想に基づく運動公園の整備等を行う。	運動公園活用推進事業	水島緑地福田公園の再整備（6か年計画）のうち、サッカー兼ラグビー場の防球ネット及び外周園路の整備を行った。	631,798	水島緑地福田公園の再整備（6か年計画）のうち6年目を行う。	360,000	スポーツ振興課
				特殊公園の目的に即して適正な管理と機能の充実に努める。	特殊公園（風致・歴史・墓園）の管理	足高公園、殿ヶ居地公園、種松山山頂園地などの維持管理を行った。	2,668	足高公園、殿ヶ居地公園、種松山山頂園地などの維持管理を行う。	2,668	公園緑地課
				都市の自然環境の保全、景観向上を目的とした都市緑地の適切な維持管理に努め、市街地の遊休地などを積極的に都市緑地の整備を検討する。	緑地の整備・維持管理	水島緑地管理 A～H地区の清掃等管理を行った。	109,431	水島緑地管理 A～H地区の清掃等管理を行う。	109,437	公園緑地課
				子ども広場の維持管理を行う。	子ども広場の維持管理	子ども広場の維持管理を行った。 子ども会連合会の代表者から要望があり、広場の修繕を行なった。	1,439	子ども広場の維持管理を行う。 子ども会連合会の代表者から、広場の修繕について連絡があれば、修繕を行う予定。	1,135	生涯学習課
		3）その他の公園・緑地等の整備	・風致公園・歴史公園・墓園などの目的に即した適正管理 ・緑地や都市緑地などの適切な維持管理 ・生物多様性に配慮した公園・緑地の整備	王墓の丘史跡公園の維持管理を行う。	文化財保護事業	王墓の丘史跡公園について、公園部分の維持管理を行うとともに、緑地部分の草刈りや樹木の伐採等を行った。	7,816	王墓の丘史跡公園について、公園部分の維持管理を行うとともに、緑地部分の草刈りや樹木の伐採等を行う。	7,139	文化財保護課
				鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理する。	「風の道」の維持管理	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理した。	3,000	鉄道跡地を緑豊かな自転車・歩行者道として維持管理する。	3,000	児島支所建設課
				緑豊かな街並み空間をつくるため、公共施設の敷地内に樹木等の植栽を進める。	公共施設緑化事業	水島支所で植栽を実施した。	1,991	真備支所等公共施設に樹木等の植栽を実施する。	2,000	公園緑地課
（2）花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】	②フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）	1）公共施設の緑化	・公共施設の緑化推進、教育施設の生垣・花壇整備や芝生化等緑化の推進 ・街路での街路樹整備	地域の道路沿いにおいて、花を育てるボランティア団体に花苗を配布し、地域を花で飾る。	地区花いっぱい運動	地区花いっぱい団体に花苗を無料配布し、地域を花で飾った。	2,752	地区花いっぱい団体に花苗を無料配布し、地域を花で飾る。	2,839	公園緑地課
				快適な生活環境を維持するために、街路樹や緑地等の維持管理を行う。	街路緑地等管理	街路144路線及び倉敷駅北広場、亀島南緑地等の維持管理を行った。	138,078	街路144路線及び倉敷駅北広場、亀島南緑地等の維持管理を行う。	145,989	公園緑地課
				地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園・認定こども園の園庭の整備、充実を図る。	保育園・認定こども園花いっぱい事業	地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園12園、分園1園及び認定こども園6園の花壇の整備充実を図った。19園の花壇整備	—	地域の人が心安らぐ空間づくりとして、市内保育園11園、分園1園及び認定こども園8園の花壇の整備充実を図る。	—	保育・幼稚園課
				緑のカーテンプロジェクトの一環として、公立保育園・認定こども園の園庭芝生化を行い、子どもたちの屋外活動の促進や情緒安定の向上を図る。	保育園・認定こども園園庭芝生化事業	公立保育園・認定こども園の園庭の芝生維持管理を行った。（全体で13園）	175	公立保育園・認定こども園の園庭の芝生維持管理を行う。（全体で13園）	828	保育・幼稚園課
				学校における壁面緑化活動の実施（ゴーヤ等の栽培による【緑のカーテン事	学校・園壁面緑化事業	幼稚園39園 小学校61校 中学校26校 高等学校5校 特別支援学校1校	2,383	幼稚園38園 小学校61校 中学校26校 高等学校5校 特別支援学校1校	2,660	教育・教育企画総務課（各学校）

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
			業】）	市庁舎をはじめとする公共施設において、適正な緑の維持管理を行う。	公共施設等の緑の維持管理の充実	市庁舎緑地管理、除草・剪定等業務委託を行った。	6,632	市庁舎緑地管理、除草・剪定等業務委託を行う。	6,703	総務課
				学校等の校庭を芝生化し、地球温暖化対策及び教育環境の充実を図る。	校庭芝生化事業	校庭芝生化を実施した学校園で芝生の維持管理を実施する目的で、ロボット芝刈機を導入した。乙島小学校	450	学校・園の校庭周辺での芝生化を行うために、芝生を植え付け、散水設備を整備する。また芝生の維持管理のため、ロボット芝刈機を導入する。	5,580	教育施設課
				街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。	街路事業	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。【新田上富井線（低木・シャリンバイ）】植栽実績2,130本	8,855	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。	0	街路課
				新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化に努める。	道路新設改良事業	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。【西阿知矢柄線（低木・シャリンバイ）】植栽実績1,254本	5,368	街路樹の植栽により可能な限り道路の緑化に努める。	0	街路課
				市営住宅の団地整備にあたって、住民に潤いを与える緑地の整備をする。	市営住宅整備事業	新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化。（新設道路0m、植栽実績0本）	0	新設の道路の植樹により可能な限り道路の緑化に努める。	0	街路課
										住宅課
(2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】	②フラワーガーデンシティの形成（緑化の推進）	2) 拠点等における良質な緑の創出	・駅、バスステーション、愛称通りなど市民、来訪者が多く行き交う拠点で重点的に花と緑の空間を演出	愛称通り（倉敷中央通り・鷲羽山通り・水島商店街通り）などにフラワーボックスを設置し季節の花で飾る。	フラワーロード事業	市内のフラワーロード（5.9Km）のフラワーボックス（1,900個）に年3回花苗を配布した。	16,096	市内のフラワーロード（5.9Km）のフラワーボックス（1,900個）に年3回花苗を配布する。	16,601	公園緑地課
				駅・バスステーション及びその周辺商店街等にフラワーボックスを設置し、訪れる人々を花でもてなす。	もてなし花壇事業	4月ペチュニア、7月ポーチュラカ、11月パンジーを配布した。		4月ペチュニア、7月ポーチュラカ、11月パンジーを配布する。		公園緑地課
				駅前から美観地区に至る間にあるポケット的なスペースを花で飾り、市民、来訪者に安らぎを与える。	ポケットパークの維持管理	阿知フラワーポッケの花の植栽管理を行った。6月、9月、11月植替え	1,254	阿知フラワーポッケの花の植栽管理を行う。	1,348	公園緑地課
		3) 民有地の緑化	・啓発活動、生垣・花壇設置の助成、緑の情報提供等により、住宅地など民有地の緑化を推進 ・商業地・工業地について、各種法や条例に即し、事業所内の緑化を指導する ・民間開発では、各種法や条例に基づく緑地の整備や緑化を適正に指導する ・景観計画との連携を図りながら、緑に関する情報の提供を行う	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	許可件数 332件（316,374.98㎡） 開発行為	—	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	—	開発指導課
				開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	届出件数99件（222,384㎡） 協議件数0件	—	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	—	環境政策課
				開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	開発行為等の規制及び指導	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導した。	—	開発行為にあたって自然環境保全法、都市計画法、倉敷市開発行為指導要綱等の趣旨により、緑の保全が図られるよう規制・指導する。	—	公園緑地課
				10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める。	自然保護協定の締結	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努めた。	—	10ha以上の大規模開発に対して、県・市・開発事業者の3者で自然保護協定を結び自然環境の保全に努める。	—	環境政策課
				倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	埋立行為等の規制及び指導	許可件数 3件（13,650.08㎡）埋立	—	削除	—	開発指導課
				倉敷市埋立行為等の規制に関する条例により土地の埋立て、盛土及びたい積にあたっては、災害の防止及び生活環境の保全の両面から、規制や跡地の緑化指導を行う。	土砂等による土地の埋立に対する緑化の指導	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例に基づく土地の埋立に対して、自然環境の保全の面から、倉敷市自然環境保全条例に基づき緑化の指導を行った。	—	倉敷市埋立行為等の規制に関する条例に基づく土地の埋立に対しては、自然環境の保全の面から、倉敷市自然環境保全条例に基づき緑化の指導を行う。	—	環境政策課
				緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進する。	緑地協定による民有地緑化の推進	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進するため、調査・研究をした。	—	緑地協定を締結することにより、団地などの民有地緑化を推進するため、調査・研究をする。	—	公園緑地課
くらしきグリーンメイト（緑のカーテン推進員）とともに緑のカーテンを普及促進する	緑のカーテンの推進	遮光・遮熱効果及び蒸散作用を持つ「つる性植物」を住宅・事業所等の壁面に設置する「緑のカーテン」の普及を推進した。 ・グリーンメイトの登録数 179人 ・緑のカーテンチャレンジ応募数 20件 ・市民にゴーヤ種や苗を配布 配布数：ゴーヤの種 5,000袋 苗 600個	207	遮光・遮熱効果及び蒸散作用を持つ「つる性植物」を住宅・事業所等の壁面に設置する「緑のカーテン」の普及を推進する。 ・グリーンメイトの登録呼びかけ ・緑のカーテンチャレンジ募集を実施 ・市民にゴーヤの種や苗を配布	267	環境学習センター				
民間施設において積極的かつ適正に緑の維持管理を行うよう推奨する。	民間施設等の緑の維持管理の充実	緑の相談に対応した。民間施設に協力を依頼した。10月緑化フェアで相談を受付した。	—	緑の相談に対応する。民間施設に協力を依頼する。10月緑化フェアで相談を受付する。	—	公園緑地課				
民間の空き地等を公園的な空間として利用する取り組みを支援する。	市民緑地認定制度の充実	都市緑地法の改正により、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市が認定する制度が創設されたので、倉敷市公園条例、規則等の改正を検討した。	—	都市緑地法の改正により、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市が認定する制度が創設されたので、条例、規則等の整備を引き続き検討する。	—	公園緑地課				

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署		
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）			
(2) 花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】	③安心・安全な市街地の形成	1) 都市公園等の防災機能の充実	・避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として活用 ・避難場所となる公園にベンチトイレ設置など防災機能の充実	避難場所となる都市公園等を防災訓練の場として活用する。	総合防災訓練の実施	学校の体育館で避難所訓練を実施した。	—	公園での予定なし。学校の体育館等で計画のみらい公園で防災訓練を計画（まだ機密扱いでお願いします。）	—	危機管理課		
				ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都市公園等の場所を周知する。	避難場所となる都市公園等の周知	ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都市公園等の場所を周知した。 (ハザードマップを新規作成、印刷 洪水土砂ハザードマップ：倉敷地区4,000枚、水島地区2,000枚、児島地区2,000枚、玉島地区2,000枚、真備船穂地区2,000枚、高潮ハザードマップ：12,000枚)	9,912	ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都市公園等の場所を周知する。(洪水土砂ハザードマップ及び高潮ハザードマップを印刷及び配布 洪水土砂ハザードマップ：183,000枚、高潮ハザードマップ：183,000枚)	15,902	防災推進課		
				一時避難場所となる都市公園に防災機能を有した公園施設の設置を検討する。	防災機能を有した公園施設の設置検討	復興防災公園(仮称)整備事業において、敷地造成工事・実施設計等業務委託を行った。	127,177	復興防災公園(仮称)整備事業において、公園整備工事・建屋建築工事等を行う。	494,404	公園緑地課		
		2) 暮らしを守る緑の充実	公園内の見通しの確保など多様な世代が安全・安心に利用できる公園づくり	公害防止協定及び環境基本協定締結工場については緑地面積を維持または拡大するよう指導する。また、工場立地法対象外の工場についても、法の趣旨に沿った緑化を指導する。	環境保全協定等の締結	公害防止協定及び環境保全協定締結工場については緑地面積を維持または拡大するよう指導した。また、工場立地法対象外の工場についても、倉敷市自然環境保全条例の趣旨に沿った緑化を指導した。	—	公害防止協定(環境保全協定を含む)の締結により、緑化を進める。また、事前協議において、敷地面積が増加する場合は、緑化の指導を行う。	—	環境政策課		
				特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出ることを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにする。	工場緑化の推進	特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出ることを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにした。届出件数22件	—	特定工場の新增設に係る事項を事前に届け出ることを義務づけ、工場立地に関する準則等に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにする。	—	商工課		
				緩衝緑地の維持管理を行うため県に負担金を支払う。	緩衝緑地事業	県への維持管理費負担金(水島緩衝緑地事業費負担金)中畝東塚・明神地区	21,140	県への維持管理費負担金(水島緩衝緑地事業費負担金)中畝東塚・明神地区	27,581	公園緑地課		
				公園樹木の剪定など適正な維持管理をおこなう、安心・安全な公園づくりに努める。	安心・安全な公園の維持	市内公園1106公園(遊園含む)の樹木の剪定	33,470	公園樹木の剪定など適正な維持管理を行ない、安心・安全な公園づくりに努める。	23,754	公園緑地課		
				・イベントなどの開催による緑のまちづくりの意識を醸成 ・緑化推進に貢献した市民及び団体を表彰	全国都市緑化月間に「花と緑いっぱい」のまち倉敷」をテーマに緑に関する講演、体験教室等の各種行事を展開する。	緑化推進、公園管理等に貢献した市民・団体等に対し、その労をねぎらうとともに功績を讃え、緑化に対する意欲を高める。	花いっぱいコンクールの実施	市民団体等により実行委員会を編成し、10月に「花と緑の美しいまちづくりを推進していくため、家庭・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰することにより、市民参加による都市緑化の促進を図る。	1,680	市民団体等により実行委員会を編成し、10月に「花と緑の美しいまちづくりを推進していくため、家庭・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰することにより、市民参加による都市緑化の促進を図る。	1,680	公園緑地課
		(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	1) 緑化イベント等の充実	・イベントなどの開催による緑のまちづくりの意識を醸成 ・緑化推進に貢献した市民及び団体を表彰	緑化推進、公園管理等に貢献した市民・団体等に対し、その労をねぎらうとともに功績を讃え、緑化に対する意欲を高める。	緑化功労者の表彰	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見送った。該当者なし。	0	緑化活動に功労のあった個人・団体を表彰する。	24	公園緑地課
						花と緑の美しいまちづくりを推進していくため、家庭・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰することにより、市民参加による都市緑化の促進を図る。	花いっぱいコンクールの実施	第11回倉敷市花いっぱいコンクールを実施 応募総数277点(家庭部門10点、コミュニティー部門8点、学校・職場部門9点、)	40	第12回倉敷市花いっぱいコンクールを実施する。	40	公園緑地課
市民の皆様と協力して酒津公園に桜を植樹することにより、緑化意識の向上と花と緑あふれるまちづくりを推進する。	酒津公園さくら植樹イベントの実施					酒津公園さくら植樹イベントを実施した。 参加者64名 桜に関する講義・苗木を10本植樹	246	酒津公園さくら植樹イベントを実施する。	260	公園緑地課		
環境関連啓発事業を実施する。	環境フェスティバル実施事業					9月24日(土)に環境フェスティバルを実施した。来場者1,200人	4,376	9月に従来の「環境フェスティバル」と一般廃棄物対策課が行っていた「リサイクルフェア」を統合し、局のイベント「くらしき環境フェア」として環境関連啓発事業を実施する。	8,632	環境学習センター		
市民と協働して、自然史博物館まつりを実施する。	自然史博物館まつり事業					新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、イベントを11月3日、5日、6日の3日間に分散して開催した。(2,007名参加)	395	11月に、市民と協働して自然史博物館まつりを実施する。	276	自然史博物館		
秋に菊花展を開催する。	倉敷市さつき展示会の開催 倉敷市菊花展の開催					令和2年3月31日の倉敷市さつき会解散により令和2年度から中止。 10月～11月に倉敷市役所西側緑地にて、倉敷市菊花展を開催した。	0 954	令和2年度から中止。 令和5年度から中止。	0 1,000	観光課 観光課		
2) 緑に関する情報の提供	・講習会、ホームページ、パンフレット、広報紙などを通じた緑に関する情報提供					緑の意義や維持管理に関するホームページ、パンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を図る。	緑の情報提供	緑の意義や維持管理に関するホームページ、パンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を図る。21回HPを書き換えた。	—	緑の意義や維持管理に関するホームページ、パンフレット等を作成・配布し緑化知識の向上を図る。	—	公園緑地課
						講習会の実施や緑の相談所を通して、緑の育て方や維持管理について知識の向上を図る。	講習会等の実施	花とみどりの推進会議(8月、3月開催)において講演会を実施した。(8月、3月：開催)	61	花とみどりの推進会議において講演会を実施する。	65	公園緑地課
					緑に対する市民意識や市内の緑の分布状況等の調査・研究により収集した情報を広く市民に提供する。	緑の施策の周知	改定された緑の基本計画の内容を広く市民に周知するため、概要版を窓口等で配布した。	—	改定された緑の基本計画の内容を広く市民に周知するため、概要版を窓口等で配布する。	—	公園緑地課	

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
（3）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	2）緑に関する情報の提供	・講習会、ホームページ、パンフレット、広報紙などを通じた緑に関する情報提供	緑化相談所の開設回数、場所等の拡大を図るとともに、相談員の知識向上を図り、広く市民の相談に応じる体制の充実を図る。	緑の相談所の充実	随時、公園緑地課で緑の相談を受け付ける。また、緑化フェア会場内に相談コーナーを設置し、記念樹配布の際には、緑化推進員が相談を受け付けた。 10月緑化フェアで相談受付 1月、2月の緑のリサイクル開催時に相談受付 11月、3月の記念樹の配布時に相談受付	—	随時、公園緑地課で緑の相談を受け付ける。また、緑化フェア会場内に相談コーナーを設置し、記念樹配布の際には、緑化推進員が相談を受け付ける。	—	公園緑地課
				市内の都市公園に緑に対する理解を深めるための講習会や研修・学習のできる施設や緑の相談所等を設置した緑の拠点の整備を検討する。	緑の拠点の整備	緑に関する講習会や研修・学習のできる施設としての緑の拠点の整備を継続して検討することとした。	—	緑に関する講習会や研修・学習のできる施設としての緑の拠点の整備を検討する。	—	公園緑地課
				緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。	緑のリサイクル事業	不要になった樹木の提供28件 一般公開：1月15日 譲渡本数：209本	554	緑豊かな街づくりを推進するため、不要になった樹木を市が譲り受け、希望者に譲渡することにより、樹木の有効な活用を図る。	423	公園緑地課
				結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。	記念樹の配布	結婚・誕生を記念して苗木を配布 848本（11月492本、3月356本）	1,091	結婚・誕生を記念して苗木を配布し、家庭の緑化を進める。	1,467	公園緑地課
				緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。	地域緑化事業	緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進めた。 11月90箇所・387本を配布	1,579	緑の羽根による募金の支部緑化事業として地域・学校等に苗木を配布し、地域緑化を進める。	1,878	公園緑地課
				市内の小中学生を対象に、緑化意識の普及・啓発のために、みどりや花に関するポスターを募集する。	緑化ポスターコンクールの実施	応募数202点（小学校128点、中学校74点） 表彰数48点（小学校24点、中学校24点）	120	小学4年生から中学3年生を対象に、花やみどりに関するポスターを募集する。	120	公園緑地課
				広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。	広報紙発行事業	各事業の所管課からの依頼により、広報くらしきを通して、緑化意識の高揚を図った。 【広報くらしき：公園緑地課関連分（復興防災公園関連を除く）】 <R4年4月号掲載> 「花いっぱいガーデン・バスツアーの参加者募集」 <R4年9月号掲載> 「くらしき都市緑化フェアの教室受講者募集」 <R4年10月号掲載> 「岡山県南広域都市計画公園（市決定）の変更原案の縦覧・公聴会」 「くらしき都市緑化フェア」 <R4年11月号掲載> 「酒津公園さくら植樹イベントの参加者募集」 <R4年12月号掲載> 「民有地緑化助成制度を活用してください」 「岡山県南広域都市計画公園（市決定）の変更原案の縦覧の延期」 <R5年1月号掲載> 「緑のリサイクル樹木の一般公開・譲渡」 <R5年3月号掲載> 「G7花植エイベント『花のおもてなし』」 「花いっぱいコンクールの作品募集」 「岡山県南広域都市計画公園（市決定）の変更原案の縦覧・公聴会」	—	各事業の所管課からの依頼により、広報くらしきを通して、緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課
			広報チャンネル 広報事業	緑の基本計画に関することは実施していない。	—	各事業の所管課からの依頼により、広報チャンネルを通して緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課		
（3）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	2）緑に関する情報の提供	・講習会、ホームページ、パンフレット、広報紙などを通じた緑に関する情報提供	広報くらしき及びテレビ等のマスメディアを通して、緑化意識の高揚を図る。	コミュニティメディア広報事業	緑の基本計画に関することは実施していない。	—	各事業の所管課からの依頼により、コミュニティメディア（FMくらしき）を通して緑化意識の高揚を図る。	—	くらしき情報発信課
				倉敷市及び周辺地域の自然に関する標本、文献等資料の収集と調査研究を行い、研究報告などで成果を公表する。また、特別展を実施するなど環境教育を行う。 ・市内の海岸や里山・里地等の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか	自然史博物館展示事業	展示事業として、特別展「倉敷動物妖怪展 at 自然史博物館」や特別企画展「倉敷にクジラがやってきた！～海はつながっている～」などを開催した。 第4展示室「植物の世界」の自由展示コーナーではミニ展示「タンポポ調査・西日本2020」、「妖怪の宿る植物たち」、「海草～種子植物界のクジラ～」、「干支（ウサギ）にちなんだ植物」、「自然素材の虫たち」、「牧野博士が採集した竹筴類標本」を開催した。	8,183	展示事業として、特別展「倉敷市立自然史博物館秘蔵お宝展」、特別陳列「新着資料展」などを開催する。 第4展示室「植物の世界」においてミニ展示等を開催する。	1,518	自然史博物館

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
（3）優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	①花と緑を愛する優しい心の育成	③花と緑を愛する市民や団体の育成・支援	・学校や地域で緑の大切さや知識を学ぶ機会の充実 ・緑化活動グループづくり、緑化リーダーの育成	倉敷市及び周辺地域の自然に関する標本、文献等資料の収集と調査研究を行い、研究報告などで成果を公表する。	自然史博物館調査研究事業	調査研究事業として、市内や県内の自然等の調査、研究を行った。 ・4月 自然観察会「倉敷みらい公園の生き物しらべ2022年春」実施（59名参加） ・8月 自然観察会「倉敷みらい公園の生き物しらべ2022年夏」実施（71名参加） ・11月 自然観察会「倉敷みらい公園の生き物しらべ2022年秋」実施（58名参加） ・2月 自然観察会「倉敷みらい公園の生き物しらべ2023年冬」実施（43名参加） ・2月 博物館講座「学芸員研究紹介」実施（29名参加） ・3月 倉敷市立自然史博物館研究報告第38号発行	903	調査研究事業として、市内や県内の自然等の調査、研究を行う。 ・市内の海岸や里山・里地等の植物相調査 ・県内の植物分布調査ほか ・研究報告の発行	788	自然史博物館
				学校・団体への学習支援や出前講座等へ講師を派遣する。また、市民と協働して自然観察会や各種講座を実施する。	自然史博物館教育普及事業	植物関連の出前講座は22回対応した。植物等の標本同定会や自然観察会、各種講座を行った。 ・4月 自然観察会「おかやま自然探訪69」実施（25名参加） ・5月 自然観察会「中国山地の植物観察6～朝鍋鷲ヶ山～」実施（30名参加） ・6月 自然観察会「高梁川流域自然たんけん3」実施（32名参加） ・7月 講座「植物の採集方法と標本の作り方」実施（10名参加） ・8月 講座「自然の標本なんでも相談会」実施（35名） ・9月 自然観察会「ミズアオイ観察会」実施（52名参加） ・9月 自然観察会「高梁川流域自然たんけん4」実施（43名参加） ・10月 自然観察会「おかやま自然探訪70」実施（26名参加） ・12月 スライド会「旅先の自然と植物たち2」実施（23名参加） ・3月 自然観察会「ミズアオイの種まき会」実施（33名参加）	429	植物等の標本作成講座や同定会、自然観察会、各種講座を行う。	313	自然史博物館
				市内の公園や探鳥コースなどで見られる植物の写真撮影や名前調べを行い、ホームページで公開する。	植物等の紹介	倉敷市内の公園や探鳥コースで見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページで公開した。	—	倉敷市内の公園や探鳥コースで見られる植物の写真撮影や名前調べを行いホームページやSNSで公開する。	—	自然史博物館
				小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発する。	地球温暖化対策学習推進事業	小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発した。 小学校3校でこどもエコライフチャレンジを実施した。	1,652	小学生を対象とした地球温暖化や再生可能エネルギーに関する体験型講習（こどもエコライフチャレンジ）やNPO等と連携したイベント（STOP温暖化くらしき）を開催し、温室効果ガスの削減を啓発する。	2,272	環境学習センター
				グリーンくらしきエコアクションの普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る。	グリーンくらしきエコアクションの周知	グリーンくらしきエコアクション改訂版を環境イベントや施設見学者に広く配布し、普及啓発を実施した。	0	グリーンくらしきエコアクション改訂版を各種環境イベント等で広く配布し、普及啓発を実施する。	0	環境学習センター
				花の栽培等の学校行事を通して、児童生徒が緑にふれることにより、緑の意義や大切さを学ぶ。	学校教育を通しての緑化教育の実践	花の栽培 校庭花壇等の草取り 水やり等	—	花の栽培、水やり等 校庭花壇等の草取り 緑のカーテン 緑化ポスターの作成	—	教育・指導課（各学校）
				緑の少年隊の活動支援（県）	緑の少年隊の活動支援（県）	緑の少年隊による募金活動	—	緑の少年隊による募金活動	—	教育・指導課（各学校）
				年間指導計画に基づく環境教育を推進する。	環境教育の推進	学校訪問を市内1/5の小学校・1/3中学校・1/5の高等学校、特別支援学校で実施した。	—	学校訪問を市内1/5の小学校・1/3中学校・1/5の高等学校で実施する。	—	教育・指導課（各学校）
				山の学習・自然教室・特別活動などにおける体験学習を通して、緑や自然に対する意識の高揚を図る。	山の学習・自然教室等の充実	山の学習→市内の小学校 自然教室→市内の中学校 感染症対策のため、実施を見送った学校もある	—	山の学習→市内の小学校 （市外宿泊もしくは市内日帰り） 自然教室→市内の中学校（市外宿泊）	—	教育・指導課（各学校）
				環境教育を推進し、環境意識の向上を図るため、各種環境学習講座や自然観察会、海辺・水辺教室など屋外体験学習を実施する。	環境学習推進事業	・野鳥観察会（5月） 14人 ・海辺教室（8月） 22人 ・エコサマースクール 1,172人 ・秋エコイベント 104人 等 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講座の一部は中止。	4,167	環境教育を推進し、環境意識の向上を図るため、各種環境学習講座や自然観察会、海辺教室など屋外体験学習を実施する。	4,553	環境学習センター

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額（千円）	事業内容	予算額（千円）	
(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】	②フラワーガーデンシティの展開	1) 公園や樹木等の適正な維持管理	・地域の方が愛着を持って気軽に利用できるよう公園・樹木を適正に維持管理 ・地域の方と連携し、施設の美化清掃活動を推進	市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集する。	景観絵画展の実施	市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集 応募数 347点 ・小学校 230点 ・中学校 117点	36	市内の小中学生を対象に、市内の大好きな景色やこんな街になってほしいと願う風景をテーマに作品を募集する。	36	都市計画課
				子ども達が、ふるさとを愛し、親しみ、心豊かに成長できるような取組を総合的に行う。	郷土くらしきを大切にす心育成プロジェクト事業	市民憲章を活用した取組及び子どもミーティングを実施	88	市民憲章を活用した取組及び子どもミーティングを実施	89	教育・指導課
				春・夏の年2回開催する花とみどりの推進会議を通して、市民に花の種等を配布し、花いっぱい街づくりを進める。	花とみどりの推進会議の充実	8月、3月に花とみどりの推進会議を開催し、市民に花の種等を配布し、花いっぱい街づくりを進めた。	860	春・夏の年2回開催する花とみどりの推進会議を通して、市民に花の種等を配布し、花いっぱい街づくりを進める。	813	公園緑地課
				緑化推進員の研修を実施するなど知識向上を図るとともに、増員・強化を図る。	緑化推進員の育成	意見交換等を行う緑化推進員連絡会をコロナ感染症拡大のため中止した。	0	緑化推進員連絡会を開催し、意見交換を行うとともに、緑化に関する勉強会を7月に行い、知識の向上を図る。	0	公園緑地課
				真備町緑化協会の活動を支援する。	緑化協会への助成	真備町緑化協会へ補助金を支出して、活動を支援した。	1,200	真備町緑化協会へ補助金を支出して、活動を支援する。	1,344	公園緑地課
				自然保護団体との協働による自然環境調査や自然保護意識の高揚を図る。	自然保護対策補助金	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図った。	180	「倉敷の自然をまもる会」に対し補助金を交付し、育成を図る。	180	環境政策課
				市民生活にゆとりと潤いを与える都市公園の適正な維持管理を行う。	都市公園の管理	都市公園の適正な維持管理 都市公園 863箇所 遊園 251箇所	599,294	都市公園の適正な維持管理 都市公園 865箇所 遊園 251箇所	618,509	公園緑地課
				公園施設の老朽化などによる事故を未然に防ぐとともに、時代のニーズに合わせた公園施設の見直しを行い、より安全・安心で快適に利用できる公園を維持する。	公園施設長寿命化対策事業	公園施設長寿命化計画の見直し及び計画に基づく更新等を実施 戸島公園ほか 6公園31施設を更新	84,964	公園施設長寿命化計画に基づき更新等を行う。 玉島の森ほか 13公園54施設を更新予定	74,000	公園緑地課
				自治会、子ども会、老人クラブ等との連携を図り、地域に密着した公園等の維持管理を図る。	コミュニティ活動との連携	自治会、子ども会、老人クラブ等との管理委託契約による公園等の維持管理	87,627	自治会、子ども会、老人クラブ等との管理委託契約による公園等の維持管理をする。	83,706	公園緑地課
				自然環境保全基金が宝くじ協会の助成を得て建設した田之浦パークセンターの維持管理を行う。	田之浦パークセンターの維持管理	田之浦パークセンターの維持管理費	1,120	田之浦パークセンターの維持管理費	1,131	公園緑地課
処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理をおこなう。	処理場、ポンプ場の維持管理	処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理を行った。	60,196	処理場、ポンプ場において、植栽の適正な維持管理を行う。	60,823	下水施設課				
高齢者に生きがい対策事業として地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。	公園等清掃管理委託事業	高齢者の生きがい対策事業として、地域の公共の公園等の清掃管理を委託した。 委託数 166件	24,835	高齢者の生きがい対策事業として、地域の公共の公園等の清掃管理を委託する。	23,574	健康長寿課				
	2) 助成制度等の充実	生垣や花壇設置の助成など、緑化に取り組む市民への支援制度の充実	ボランティア団体と連携を図り、街路や公園緑地課の維持管理体制づくりを進める。	ボランティア活動との連携	ボランティア団体と連携を図り、公園の維持管理を図った。 酒津公園：桜植樹 倉敷みらい公園：花壇維持管理	—	ボランティア団体と連携を図り、公園の維持管理を図る。 酒津公園：桜植樹 倉敷みらい公園：花壇維持管理	—	公園緑地課	
			緑豊かな街づくりに向けて、生垣設置に対し補助金を交付し生垣化を進める。	生垣設置の推進	市の基準を満たす生垣設置者に対して、補助金を交付した。 件数：4件 本数：141本	174	市の基準を満たす生垣設置者に対して、補助金を交付する。	3,000	公園緑地課	
				花壇設置の推進	市の基準を満たす花壇設置者に対して、補助金を交付した。 件数：0件	0	市の基準を満たす花壇設置者に対して、補助金を交付する。		公園緑地課	
			花と緑あふれるまちづくりを目指すため、市の定める要件を満たして新設される花壇に対して補助金を交付する。	民有地緑化の推進	市の基準を満たす民有地を緑化した者に対して、補助金を交付した。 件数：2件	136	市の基準を満たす民有地を緑化した者に対して、補助金を交付する。		公園緑地課	
			基金の利息により、民有地緑化事業の充実を図る。 ・生垣設置補助金・花壇設置補助金	緑化基金運用事業の充実	基金の利息が低下しているため、運用先の多角化を検討し、生垣と花壇設置補助金を拡充した新しい補助金制度を検討。	—	基金の利息が低下しているため、運用先の多角化を検討し、生垣と花壇設置補助金を拡充した新しい補助金制度を実施する。		公園緑地課	
			アダプト・プログラムに加入すると、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給を行う。	ボランティア人材養成・アダプトプログラム実施事業	アダプト・プログラムに加入した団体に、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給した。	940	アダプト・プログラムに加入した団体に、アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等の支給を行う。	1,296	市民活動推進課	
(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを	②フラワーガーデンシティの展開	3) 協働による緑のまちづくり	・ワークショップを活用した市民参加型の公園づくり ・個人の庭を開放し見学できるオープン	市民・団体・企業等へ緑についての情報提供や働きかけを行うなど、さまざまな機会をとらえて連携を図り、一体となって緑の街づくりを推進する。	市民・企業・行政の連携	市が実施する緑化啓発イベントに環境や緑化に理解のある団体が参加した。 参加団体：岡山県造園建設業協会倉敷支部	0	市が実施する緑化啓発イベントに環境や緑化に理解のある企業の参加を図る。	0	公園緑地課

基本方針	目標	施策	主要な施策の内容	実施計画（平成28年～令和17年度）		令和4年度実績		令和5年度計画		担当部署
				事業の概要	事業名	事業内容	実績額 (千円)	事業内容	予算額 (千円)	
展開していきます 【展開】			ガーデンの仕組みづくりの調査・検討	公園等の内、適所を市民に開放し、草花を栽培し楽しめる場の提供に努める。	公園の開放	市民による公園内での花壇づくり推奨した。	—	市民による公園内での花壇づくり推奨する。	—	公園緑地課
				利用満足度の向上、愛着の醸成、協働の維持管理につながるワークショップなど市民参加型の公園づくりを目指す。	市民参加型の公園づくり	公園を整備する際には、積極的に地元調整を行い市民参加型の公園づくりを目指した。	0	公園を整備する際には、積極的に地元調整を行い市民参加型の公園づくりを目指す。	0	公園緑地課
				オープンガーデンの仕組みづくりを調査検討する。	オープンガーデンの推進	5月14日、15日にオープンガーデンバスツアーを実施。コロナ感染症対策のため、人数制限して実施。48名参加者。	116	個人の庭を開放し、見学することができるオープンガーデンの仕組みづくりを調査検討する。	116	公園緑地課
				国・県その他関係機関との連携により総合的かつ効果的な緑化の推進を図る。	他機関との連携	(公社)岡山県緑化推進協会会員として国・県等と連携した。	250	(公社)岡山県緑化推進協会会員として国・県等と連携する。	250	公園緑地課

大気常時監視測定局の適正配置について（案）

【概要版】

倉敷市環境リサイクル局環境政策部

環境政策課 環境監視センター

1 検討経緯・目的

本市では、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、一般環境大気測定局（一般局）20局と自動車排出ガス測定局（自排局）3局により、大気常時監視測定を実施している。

同条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（処理基準）では、測定局の配置及び監視項目ごとの局数の定量的な水準が示されており、平成17年度に測定局と測定項目の適正配置の検討を行った。

令和4年3月に処理基準が改正され、測定項目のうち、一酸化炭素に係る測定局数の算定方法の見直しが行われ、基準が緩和された。

本市の大気汚染の状況は、昭和40年代の測定局整備当初と比べると大きく改善しており、平成17年度の検討時と比べても改善されている。

本市の測定局舎の多くは、築後30年以上が経過しており、今後、局舎の更新や修繕に伴う維持管理費が大きく膨らむことが見込まれる。

また、倉敷市公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設の約80%が築後20年を迎えており、その対応として、公共施設の再配置（集約化や複合化等）を推進することとしている。

こうしたことを背景に、市民の健康の保護及び生活環境の保全を保つことを前提に、大気汚染の状況をより効率的に監視するため、本市の大気汚染常時監視測定局の適正配置について検討を行うものである。

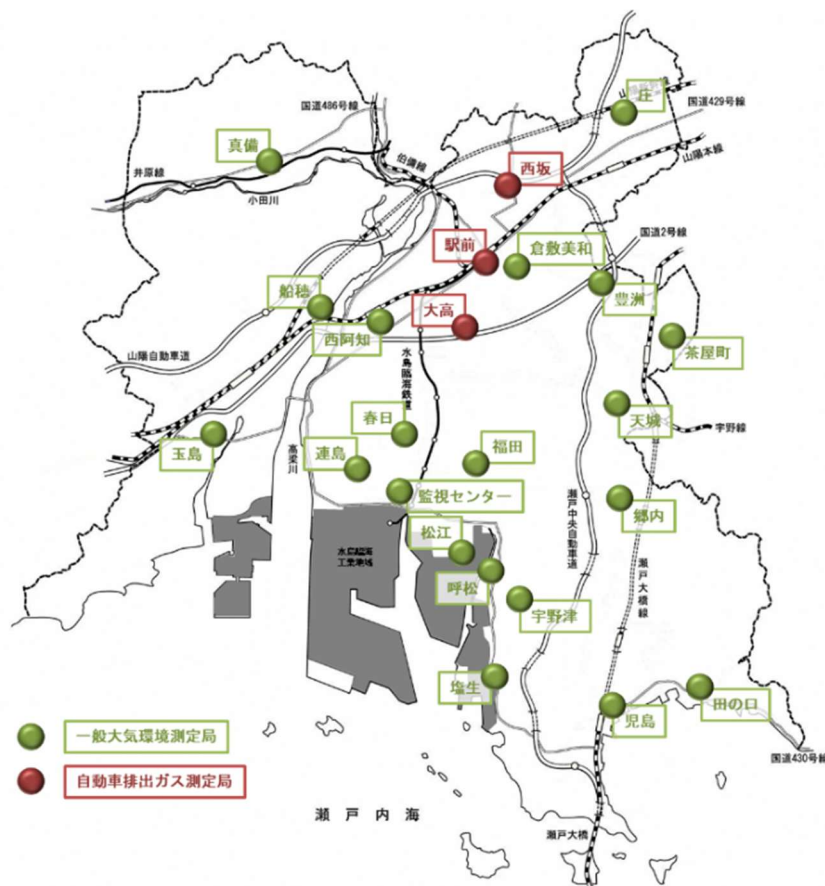


図1 大気常時監視測定局配置図

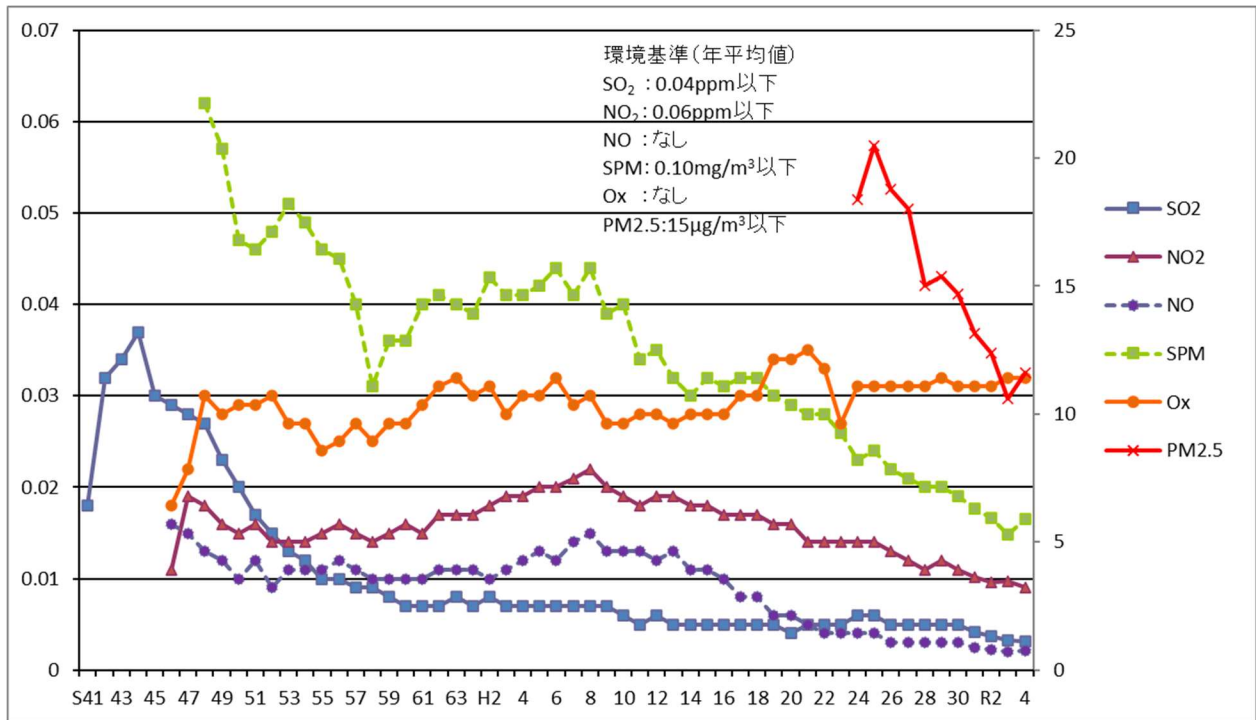


図2 大気汚染物質濃度の推移

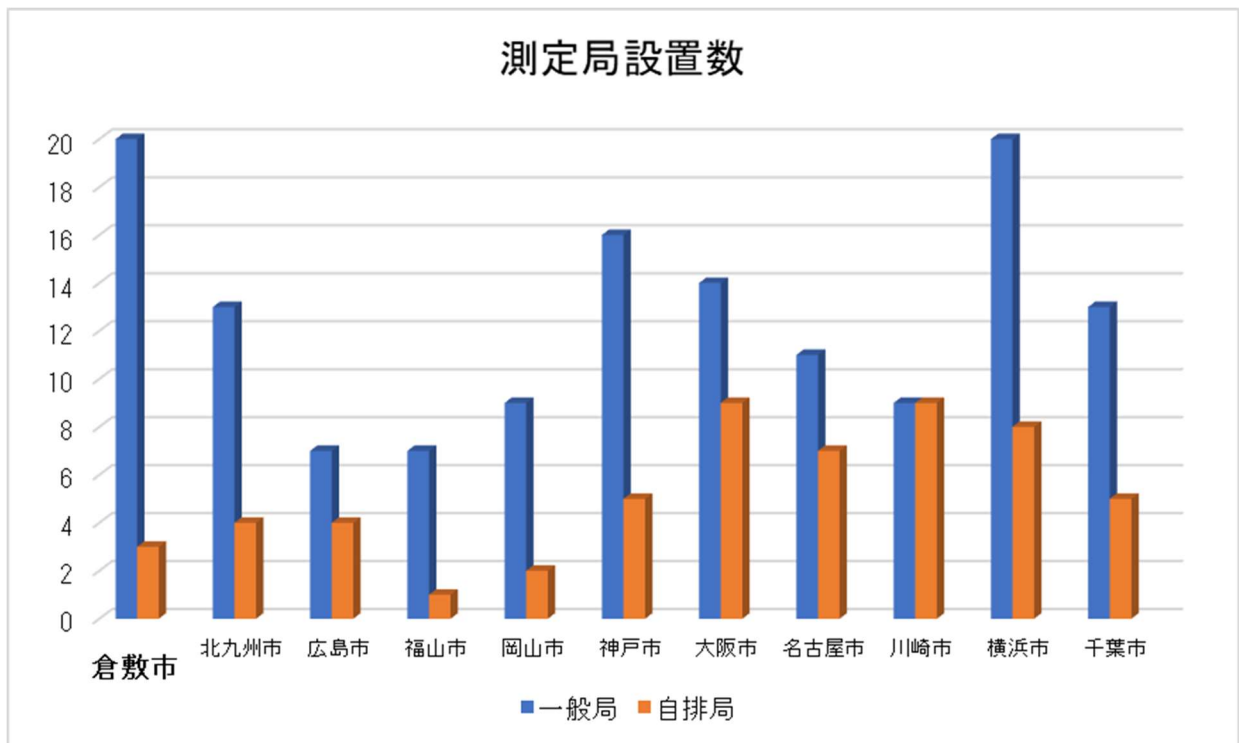


図3 (参考) 主要な都市との比較

2 適正配置の検討手順

処理基準では、人口又は可住地面積から基本局数を算定し、環境濃度レベル及び測定項目の特性に応じて調整のうえ、「全国的視点から必要な測定局数」を算定する。

これに、社会的状況及びこれまでの経緯を勘案した「地域的視点から必要な測定局数」を加えて望ましい測定局数を算定する。

今回の検討手順の全体的な流れは、次のとおりである。

地域的視点から必要な測定局としては、市内全域を把握できる局と大気汚染発生源対応等から必要な局を配置する。

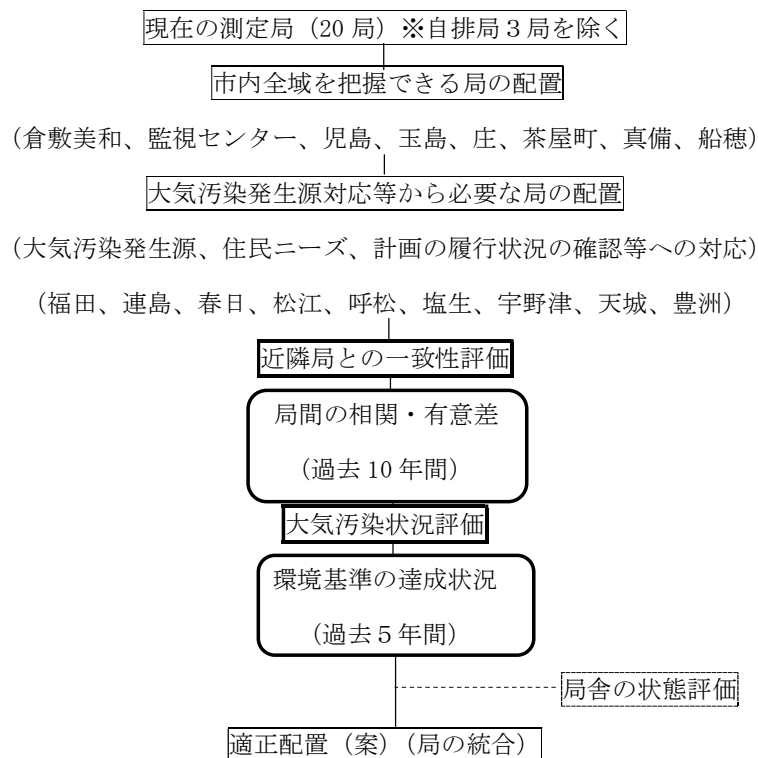


図4 適正配置の検討手順

○近隣局との一致性評価

- ・直線距離で3 km 以内の一般局を比較対象とする。
- ・過去10年間の月平均値から相関係数を算出し、0.7以上で高い相関があると評価する。
- ・過去10年間の月平均値の差の検定を有意水準5%で実施し、「有意な差があるとは言えない」と判断された測定局は、測定値の平均が、概ね一致しているものと判断する。

○大気汚染状況評価

過去5年間の各測定項目の測定結果と環境基準との比較を行うことで評価する。

○適正配置 (案)

地域的視点の勘案による測定局を配置したうえで、近隣局との一致性が高く、環境基準の達成状況に問題がなければ、局舎の劣化状況も考慮し、測定局の統合を行う。

また、近隣局との一致性や環境基準の達成状況から、測定項目の統合を行う。

3 評価結果

(1) 近隣局との一致性評価

相関係数については、一般的に強い相関があるとされる0.7以上のものを「○」の判定とし、その中でも0.85以上のものは、さらに強い相関があると判断し、「◎」の判定とした。

平均値の差の検定については、結果が有意水準の5%以上を満たす項目は、ほぼ一致するものとして判定を「○」とし、5%未満の項目は、有意な差があるものとして「×」とした。

そのうえで、相関係数の判定が「◎」、かつ検定の判定が「○」となった近隣局をA評価とした。また、相関係数の判定が「○」、かつ検定の判定が「○」となった近隣局をB評価、相関係数及び検定のいずれかが「×」の判定となった近隣局はC評価とした。

表1 近隣局との一致性についての評価結果

項目	近隣局		評価		
SO ₂	監視センター	松江	A		
	松江	呼松			
	監視センター	春日			
	監視センター	福田			
	春日	福田			
	郷内	天城			
	倉敷美和	豊洲		B	
	春日	連島			
	西阿知	船穂			
	監視センター	連島	C		
	塩生	宇野津			
	松江	福田			
	松江	宇野津			
	茶屋町	豊洲			
呼松	宇野津				
NO ₂	西阿知	船穂	A		
	郷内	天城	B		
	倉敷美和	豊洲	C		
	監視センター	春日			
	監視センター	連島			
	監視センター	松江			
	監視センター	福田			
	春日	連島			
	春日	福田			
	松江	福田			
	茶屋町	豊洲			
	PM2.5	監視センター		松江	C
		SPM		監視センター	春日
			監視センター	連島	
春日			福田		
西阿知			船穂		
郷内			天城		
監視センター			松江	C	
監視センター			福田		
春日			連島		
松江	福田				
松江	呼松				
0x	監視センター	松江	A		
監視センター	福田				
春日	連島				
松江	福田				
西阿知	船穂				
郷内	天城				
監視センター	春日	C			
監視センター	連島				

(2) 大気汚染状況評価

過去5年間において環境基準の超過がなかった測定局については、今後継続して監視を行う必要性が比較的low、統廃合における優先順位は高いと判断し、環境基準の超過なしがA評価、単年度で超過したものをB評価、複数年度で超過したものをC評価とした。

表2 大気汚染状況についての評価結果

局名	評価				
	SO ₂	NO ₂	CO	SPM	PM2.5
倉敷美和	A	A	A	A	B
監視センター	A	A		A	B
春日	A	A		B	
連島	A	A			
塩生	A	A		A	A
松江	A	A		A	C
福田	A	A		A	
西阿知	A	A		A	
玉島	A	A		A	A
船穂	A	A		A	
真備		A			A
児島	A	A		A	C
郷内	A	A		A	
天城	A	A		C	
茶屋町	A	A		C	C
庄		A		A	B
豊洲	A	A			
呼松	A			A	
宇野津	A				
田の口	A				

過去5年間における基準未達成 A (無し)、B (単年度)、C (複数年度)

(3) 局舎の状態についての評価

老朽化が進行している局舎については、周囲への安全や修繕コストを考慮すると、統廃合の優先順位が高いと考えられる。そのため、令和元年度に実施した測定局舎現状調査結果における劣化度点数が高い順に、A (上位)、B (中間)、C (下位) と評価を行った。

表3 局舎の状態の評価結果

局名	種類	現局舎建築年度	増築年度	修繕年度	建築経過年数	R元年度調査総合点数	評価
郷内	CB造	S49			47	12	A
松江	RC造	H1			32	24	
倉敷美和	RC造	S44			52	29	
西阿知	CB造	S47			49	33	
児島	CB造	S59			37	33	
呼松	CB造	S44			52	38	B
天城	CB造	S57			39	48	
田の口	CB造	S55		H26	41	48	
玉島	CB造	S49	H1	H26	47	52	
船穂	CB造	S46			50	57	C
塩生	CB造	S48	H1	H26	48	62	
豊洲	CB造	S44		H14	52	71	
茶屋町	CB造	S47		H28	49	76	
春日	CB造	S42	H1	H27	54	86	

劣化度合いの大きい順にA、B、Cと評価

4 評価結果まとめ

統合に関する各観点における評価結果のまとめは次のとおりである。各評価におけるAが5点、Bが2点、Cが0点として、それぞれを足し合わせたものを合計評価点とした（10点以上を赤で示す）。また、評価対象外としたものについては、D（0点）で示している。

表4 各観点における評価結果のまとめ

局名	評価項目	測定項目									
		SO ₂		NO ₂		Ox		SPM		PM2.5	
		各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点
倉敷美和	1 一致性	B		C		D		D		D	
	2 環境基準	A	12	A	10	D	5	A	10	B	7
	3 局舎状態	A		A		A		A		A	
監視センター	1 一致性	A・C		C		A・C		A・C		C	
	2 環境基準	A	10・5	A	5	D	5・0	A	10・5	B	2
	3 局舎状態	D		D		D		D		D	
春日	1 一致性	A・B		C		A・C		A・C			
	2 環境基準	A	10・7	A	5	D	5・0	B	7・2		
	3 局舎状態	C		C		C		C			
連島	1 一致性	B		C		A・C		A・C			
	2 環境基準	A	7	A	5	D	5・0	A	10・5		
	3 局舎状態	D		D		D		D			
塩生	1 一致性	C		D		D		D		D	
	2 環境基準	A	5	C	5	D	0	A	5	A	5
	3 局舎状態	C		A		C		C		C	
松江	1 一致性	A・C		C		A		C		C	
	2 環境基準	A	15・10	A	10	D	10	A	10	A	5
	3 局舎状態	A		A		A		A		C	
福田	1 一致性	A・C		C		A		A・C			
	2 環境基準	A	10・5	A	5	D	5	A	10・5		
	3 局舎状態	D		D		D		D			
西阿知	1 一致性	B		A		A		A			
	2 環境基準	A	12	A	15	D	10	A	15		
	3 局舎状態	A		A		A		A			
玉島	1 一致性	D		D		D		D		D	
	2 環境基準	A	7	A	7	D	2	A	7	A	7
	3 局舎状態	B		B		B		B		B	
船穂	1 一致性	B		A		A		A			
	2 環境基準	A	9	A	12	D	7	A	12		
	3 局舎状態	B		B		B		B			
真備	1 一致性			D		D				D	
	2 環境基準			A	5	D	0			A	5
	3 局舎状態			D		D				D	
児島	1 一致性	D		D		D		D		D	
	2 環境基準	A	10	A	10	D	5	A	10	C	5
	3 局舎状態	A		A		A		A		A	
郷内	1 一致性	A		B		A		A			
	2 環境基準	A	15	A	12	D	10	A	15		
	3 局舎状態	A		A		A		A			
天城	1 一致性	A		B		A		A			
	2 環境基準	A	12	A	9	D	7	C	7		
	3 局舎状態	B		B		B		B			
茶屋町	1 一致性	C		C		D		D		D	
	2 環境基準	A	5	A	5	D	0	C	0	C	0
	3 局舎状態	C		C		C		C		C	
庄	1 一致性			D		D		D		D	
	2 環境基準			A	5	D	0	A	5	B	2
	3 局舎状態			D		D		D		D	
豊洲	1 一致性	B・C		C							
	2 環境基準	A	7・5	A	5						
	3 局舎状態	C		C							
呼松	1 一致性	A・C						C			
	2 環境基準	A	12・7					A	7		
	3 局舎状態	B						B			
宇野津	1 一致性	C									
	2 環境基準	A	5								
	3 局舎状態	D									
田の口	1 一致性	D									
	2 環境基準	A	7								
	3 局舎状態	B									

5 適正配置（案）

（1）測定局の統合

全ての測定項目において、合計評価点が10点以上（A評価が2つ以上）となった西阿知局及び郷内局を統合対象とする。両測定局は、近隣局（船穂局・天城局）との一致性評価で全ての測定項目がB評価以上であり、環境基準の達成状況も光化学オキシダントを除き、A評価である。

また、田の口局は、児島局と3km以上（3.26km）離れているが、測定項目である二酸化硫黄について、個別に評価した結果、相関係数が0.7以上、検定結果が5%以上で一致性があるとともに、環境基準も達成していることから、西阿知局と郷内局と同様に統合対象とする。

以上のことから、西阿知局は船穂局、郷内局は天城局、田の口局は児島局で当該地域の測定を補うことが可能であると判断し、西阿知局、郷内局及び田の口局の3局をそれぞれ統合する。

（2）測定項目の統合

近隣局との一致性評価及び環境基準の達成状況が、ともにA評価となった一覧は、次のとおりであり、これらの測定項目を統合対象とする。

表5 近隣局との評価結果がA評価になった一覧

測定項目	近隣局		測定項目	近隣局	
二酸化硫黄	監視センター	松江	二酸化硫黄	監視センター	福田
	松江	呼松		春日	福田
	監視センター	春日	浮遊粒子状物質	監視センター	連島

福田局は、一致性の評価期間が最大でも6年間であることから今回は対象外とする。

また、監視センターは市内測定局の拠点であること、松江局は水島コンビナートに最も近い測定局であることから、両局の測定項目は継続することとする。

以上のことから、呼松局と春日局の二酸化硫黄、連島局の浮遊粒子状物質は、それぞれ近隣局の測定で補うことが可能と判断し、統合する。

6 適正配置後の対応

適正配置の検討結果から、全市的な大気汚染の状況は、把握することができるが、測定局を統合する地域については、必要に応じて大気環境測定車による補完調査を行う。

7 次回以降の検討

今回の適正配置後に、市内の大気環境の濃度レベルや社会的状況が変化する可能性があることから、今後も必要に応じて再配置の検討を行う。

測定局の統合と測定項目の統合の一覧を表7に示し、近隣局と統合された後の測定局配置図を図5に示す。

また、適正配置（案）と全国的視点から必要とされる算定局数との比較を表6に示す。

表6 全国的視点から必要な測定局数の算定結果との比較

	基本的な測定局数	達成状況係数	項目係数	算定局数	本市の設置局数	適正配置(案)	過不足
二酸化硫黄	7	1/2	1	3	18(0)	13(0)	15→10
浮遊粒子状物質		1	1	7	18(2)	14(2)	11→7
一酸化炭素		1/3	1/4	1	4(3)	4(3)	3
光化学オキシダント		1	1	7	16(0)	14(0)	9→7
二酸化窒素		1/2	1	3	20(3)	18(3)	17→15
非メタン炭化水素		1	1/2	3	3(1)	3(1)	0
微小粒子状物質		1	1	7	10(1)	10(1)	3

表7 測定局の統合及び測定項目の統合

局区分	局名	測定項目							
		SO ₂	NO _x	CO	O _x	HC	SPM	PM2.5	WD/WS
一般局	倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○	○
	監視センター	○	○		○	○	○	○	○
	春日	×(監セ)	○		○		○		○
	連島	○	○		○		×(監セ)		○
	塩生	○	○		○		○	○	○
	松江	○	○		○		○	○	○
	福田	○	○		○		○		○
	西阿知	船穂局に統合							
	玉島	○	○		○		○	○	○
	船穂	○	○		○		○		○
	真備	○	○		○		○	○	○
	児島	○	○		○		○	○	○
	郷内	天城局に統合							
	天城	○	○		○		○		○
	茶屋町	○	○		○		○	○	○
庄	○	○		○		○	○	○	
豊洲	○	○						○	
呼松	×(松江)					○			
宇野津	○								
田の口	児島局に統合								
自排局	駅前		○	○		○		○	○
	大高		○	○			○	○	○
	西坂		○	○			○		○

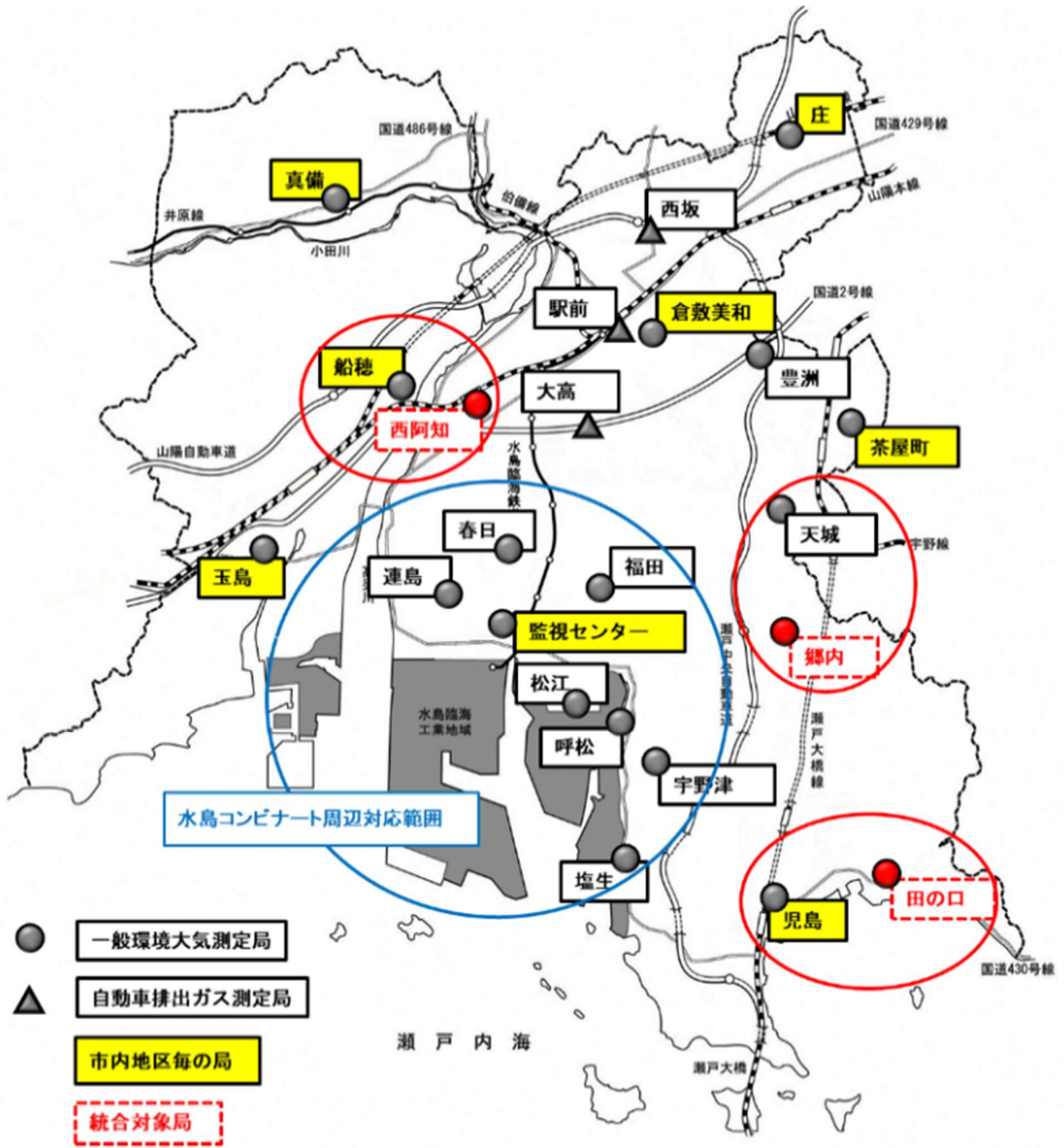


図5 近隣局と統合された後の測定局配置図

大気常時監視測定局の適正配置について（案）

倉敷市環境リサイクル局環境政策部

環境政策課 環境監視センター

目 次

1	検討経緯・目的	1
2	処理基準に基づく測定局数の算定方法	
	(1) 全国的視点から必要な測定局数の算定	4
	(2) 地域的視点から必要な測定局数の算定	5
3	過去の適正配置の検討手順及び結果	5
4	適正配置の検討手順	
	(1) 地域的視点の勘案による測定局の配置	5
	(2) 近隣局との一致性の評価	6
	(3) 大気汚染状況評価	8
	(4) 適正配置	8
5	適正配置の検討結果	
	(1) 近隣局における相関係数及び検定の結果	9
	(2) 大気汚染状況評価	12
	(3) 局舎の状態についての評価結果	20
6	評価結果まとめ	21
7	適正配置（案）	
	(1) 測定局の統合	22
	(2) 測定項目の統合	22
8	適正配置後の対応	23
9	次回以降の検討	23

1 検討経緯・目的

本市の大気常時監視測定体制は、大気汚染問題が深刻であった昭和 40 年代に整備され、現在では、一般環境大気測定局（以下、「一般局」とする。）20 局と自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」とする。）3 局により、大気常時監視測定を実施している。図 1 に倉敷市内に配置している測定局の位置を、表 1 に各局における常時監視の測定項目を示す。

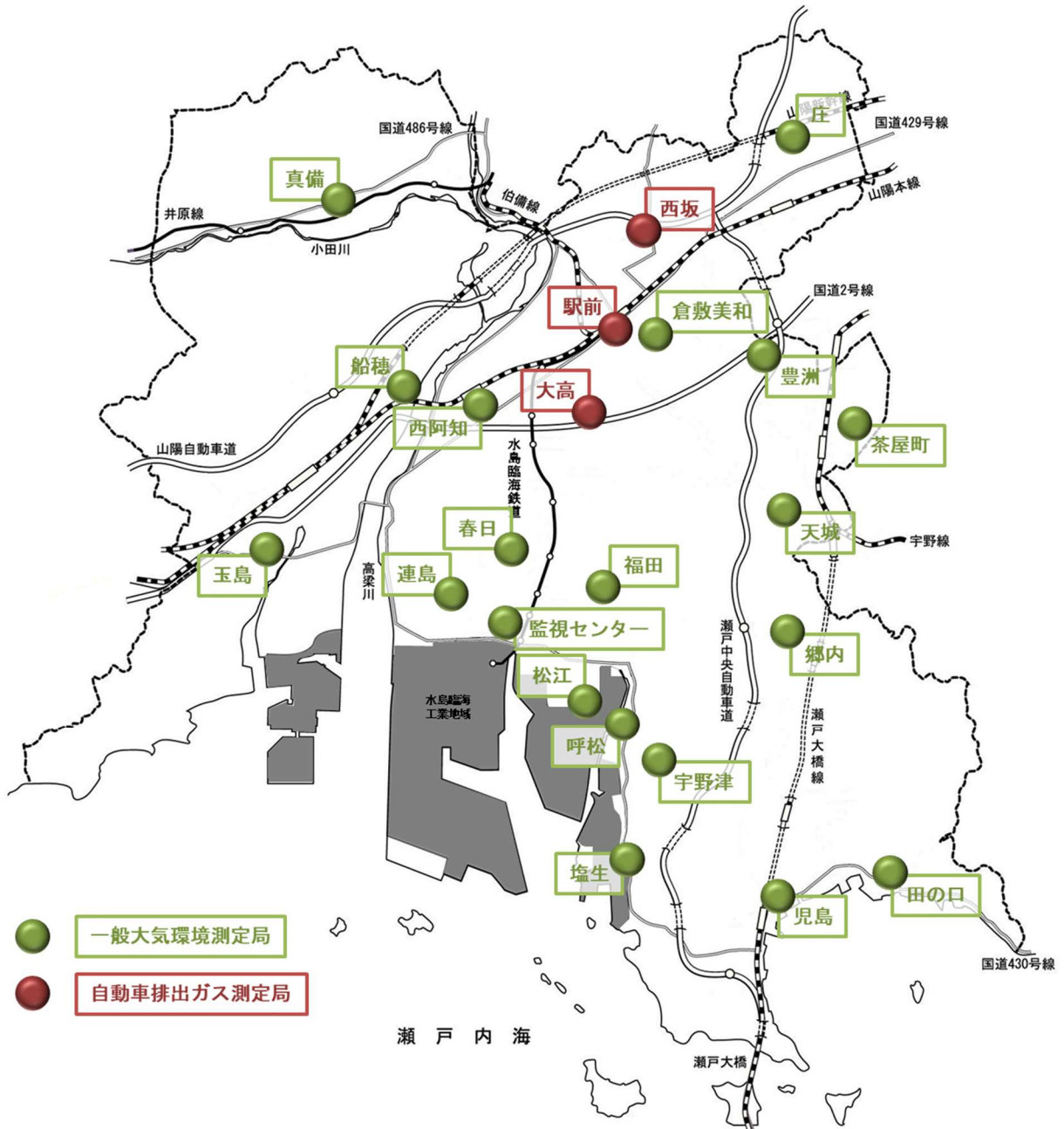


図 1 測定局配置図

表1 各局における大気常時監視の測定項目 (令和5年4月1日現在)

局区分	局名	測定項目							
		SO ₂	NO _x	CO	O _x	HC	SPM	PM2.5	WD/WS
一般局	倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○	○
	監視センター	○	○		○	○	○	○	○
	春日	○	○		○		○		○
	連島	○	○		○		○		○
	塩生	○	○		○		○	○	○
	松江	○	○		○		○	○	○
	福田	○	○		○		○		○
	西阿知	○	○		○		○		○
	玉島	○	○		○		○	○	○
	船穂	○	○		○		○		○
	真備		○		○			○	○
	児島	○	○		○		○	○	○
	郷内	○	○		○		○		○
	天城	○	○		○		○		○
	茶屋町	○	○		○		○	○	○
	庄		○		○		○	○	○
	豊洲	○	○						○
呼松	○					○			
宇野津	○								
田の口	○								
自排局	駅前		○	○		○			
	大高		○	○			○	○	○
	西坂		○	○			○		○

大気常時監視は、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、実施している。平成17年6月に改正された「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「処理基準」とする。)では、大気常時監視測定局の配置及び監視項目ごとの局数について、定量的な水準が示された。この改正を受けて、本市では、平成17年度に測定局と測定項目の適正配置の検討を行った。

令和3年度には、地方分権改革に関する提案募集が行われ、複数の自治体から大気汚染状況の大幅な改善や測定局の維持管理費の増大等を理由に、測定局数の基準緩和に係る要望がなされ、環境省で検討が行われた。その結果、令和4年3月に処理基準が改正され、測定項目のうち、一酸化炭素に係る測定局数の算定方法の見直しが行われ、基準が緩和された。

本市の大気汚染の状況は、測定局整備当初と比べると大きく改善しており、平成17年度の検討時と比べても改善されている。

令和3年度の提案募集のように、本市の測定局舎の多くは、築後30年以上が経過しており、今後、局舎の更新や修繕に伴う維持管理費が大きく膨らむことが見込まれる。

また、倉敷市公共施設等総合管理計画では、本市の公共施設の約80%が築後20年を迎えており、その対応として、公共施設の再配置(集約化や複合化等)を推進することとしている。

こうしたことを背景に、市民の健康の保護及び生活環境の保全を保つことを前提に、大気汚染の状況をより効率的に監視するため、本市の大気汚染常時監視測定局の適正配置について検討を行うものである。

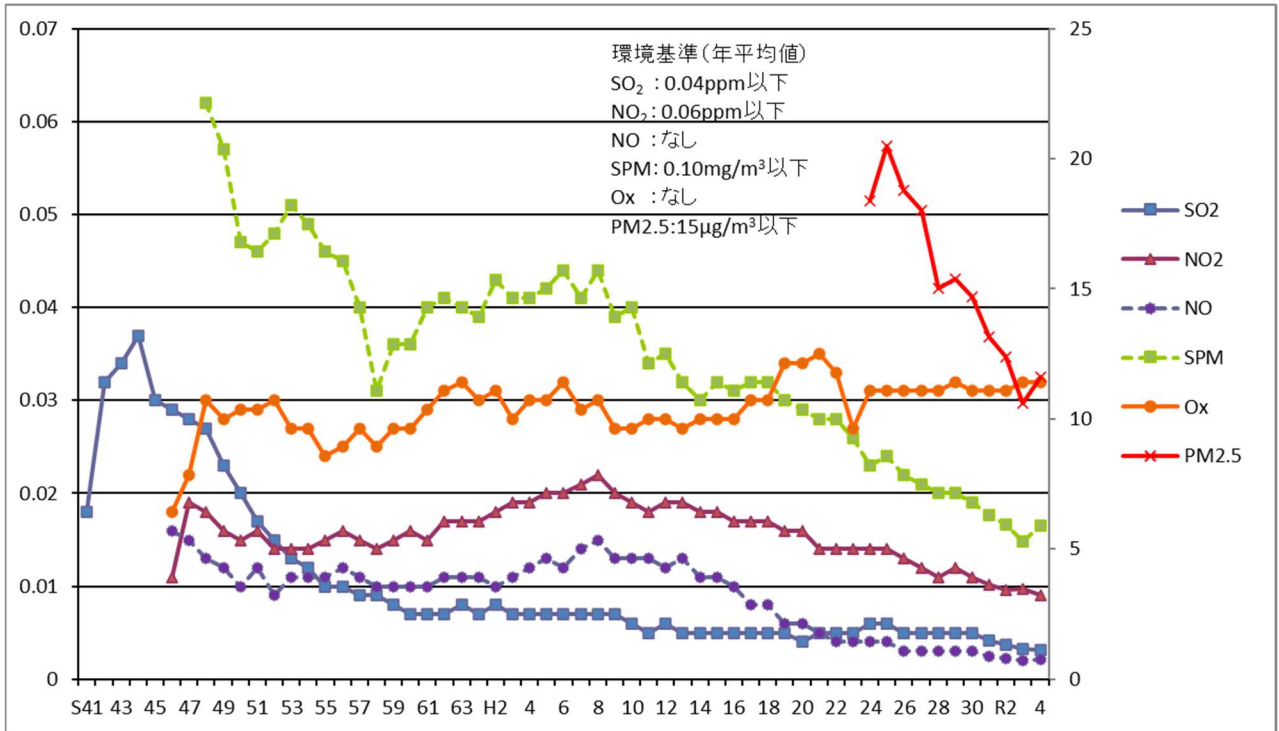


図2 大気汚染物質濃度(年平均値)の経年変化

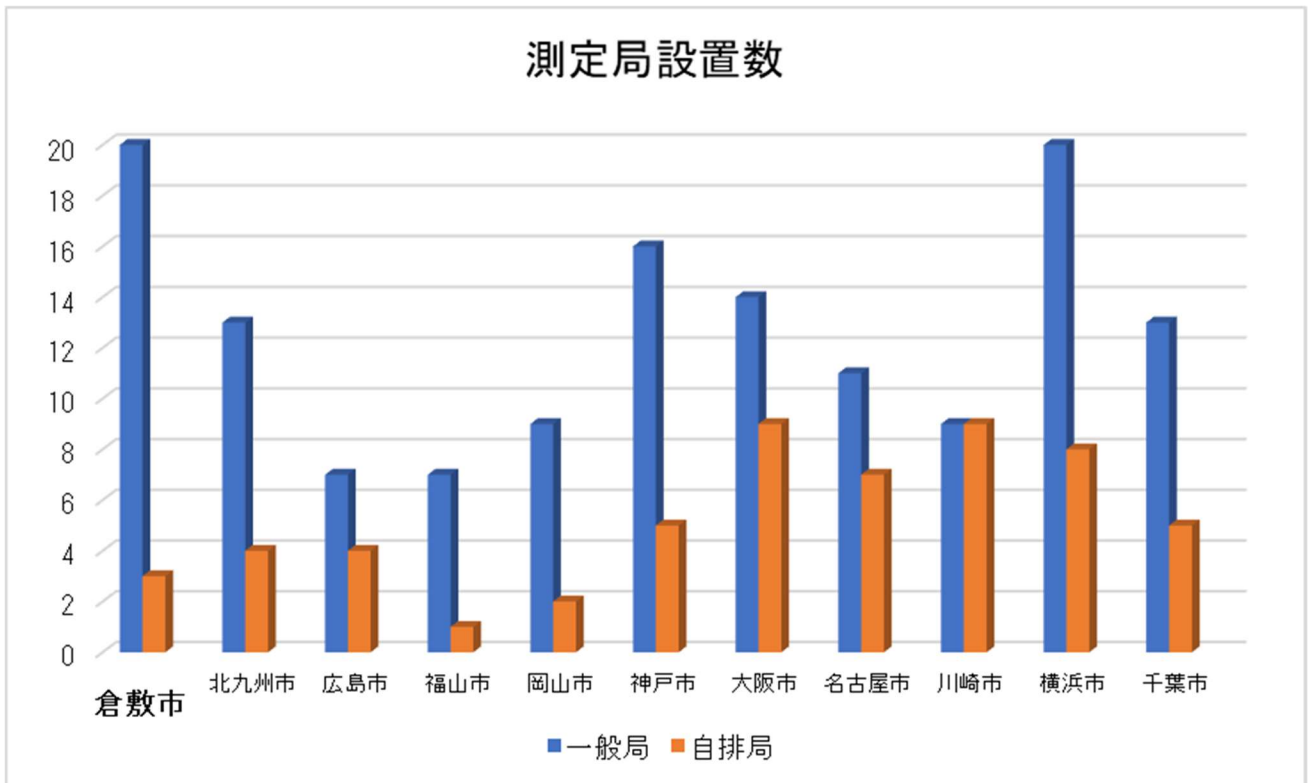


図3 倉敷市と他市の測定局設置数(環境省そらまめくんより 令和5年4月1日現在)

2 処理基準に基づく測定局数の算定方法

処理基準では、人口又は可住地面積から基本局数を算定し、環境濃度レベル及び測定項目の特性に応じて調整のうえ、「全国的視点から必要な測定局数」を算定する。

これに、社会的状況やこれまでの経緯等を勘案した「地域的視点から必要な測定局数」を加えて望ましい測定局数を算定する。

(1) 全国的視点から必要な測定局数の算定

ア 人口及び可住地面積からの基準

人口基準（人口 75,000 人あたり 1 局）又は可住地面積基準（25km²あたり 1 局）の少ない方が基本局数となる。

基準	現状	計算値	基本局数
人口 75,000 人／局	476,710 人 ^{※1}	6.4 局	7 局
可住地面積 ^{※2} 25km ² ／局	296.56km ²	11.9 局	

※1 令和 5 年 3 月末の倉敷市の人口 ※2 可住地面積とは、総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの

イ 環境濃度レベルに応じた調整

過去 3 年程度の間において、環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の濃度レベルに応じて調整する。

濃度「高」：環境基準等を未達成、又は達成しているが、基準値の 7 割を超える。

→アの基本局数のまま

濃度「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の 3 割を超え、かつ、7 割以下。

→アの基本局数の概ね 1 / 2

濃度「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の 3 割以下。

→アの基本局数の 1 / 3

ウ 測定項目の特性に応じた調整

(ア) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質

→ア及びイで算定された数を測定局数とする。

(イ) 一酸化炭素

→ア及びイで算定された数の概ね 1 / 4 の数を測定局数とする。

(ウ) 非メタン炭化水素

→ア及びイで算定された数の概ね 1 / 2 の数を測定局数とする。

アからウに基づき算定された、全国的視点から必要とされる測定項目ごとの局数は、次の表 2 のとおりとなる。

表2 全国的視点から必要とされる算定局数

	基本的な 測定局数	達成状況 係数	項目係数	算定局数	本市の 設置局数
二酸化硫黄	7	1/3	1	2	18(0)
浮遊粒子状物質		1	1	7	18(2)
一酸化炭素		1/3	1/4	1	4(3)
光化学オキシダント		1	1	7	16(0)
二酸化窒素		1/2	1	3	20(3)
非メタン炭化水素		1	1/2	3	3(1)
微小粒子状物質		1	1	7	10(1)

() は、設置局数のうち、自排局の数(内数)を示す。

(2) 地域的視点から必要な測定局数の算定

地域的視点としては、社会的状況やこれまでの経緯等を勘案するとされているが、今回の適正配置における地域的視点から必要とされる具体的な測定局については、「4 適正配置の検討手順」で検討を行う。

3 過去の適正配置の検討手順及び結果

本市では、平成17年度に一部改正された処理基準に基づき、倉敷市大気測定項目及び測定局適正配置検討調査を行い、測定局と測定項目の統廃合を行った。

当時の検討では、全国的視点から必要な測定局を算定(7局)し、地域的視点から必要な測定局の算定結果(二酸化硫黄13局、二酸化窒素7局、浮遊粒子状物質9局、光化学オキシダント6局)を加えて、そこから近隣測定局の大気汚染濃度を基に統廃合の判断を行った。

その結果、測定局は2局(二福局、港湾局)の統合、測定項目は計9項目の統合となった。

4 適正配置の検討手順

今回は、処理基準に基づきながら、測定局の配置の必要性を検討するとともに、測定項目の必要性についても検討を行う。検討手順の全体的な流れは、図4のとおりである。

(1) 地域的視点の勘案による測定局の配置

現在の23局の配置の必要性については、次の地域的視点を勘案して行う。

ただし、今回は測定局のうち、自排局3局は、継続して必要であると判断し、検討対象には含めない。

ア 市内全域を把握できる配置

現在の測定局のうち、市内地区毎(倉敷(倉敷美和)、水島(監視センター)、児島、玉島、庄、茶屋町、真備及び船穂)の局は、継続して配置するように考慮する。

イ 大気汚染発生源対応等から必要な配置

大気汚染発生源及び住民ニーズへの対応として、水島コンビナート周辺の局（福田、連島、春日、松江、呼松、塩生及び宇野津）は、継続して配置するように考慮する。

また、大気汚染物質（硫黄酸化物・窒素酸化物）総量削減計画の履行状況の確認として必要とする局（天城）や移動発生源の監視としても必要な局（豊洲）を考慮する。

（２）近隣局との一致性の評価

一致性の評価については、京都府の事例（京都府大気汚染常時監視測定局の見直しの検討結果について）を参考とし、次のアからウの全てを満たす場合に、高い一致性があるものとして評価する。

ア 近隣局の選出

全測定局間の直線距離を地図上から求め、直線距離で3 km 以内^{*1}の一般局を比較対象とする。

イ 相関係数の算出

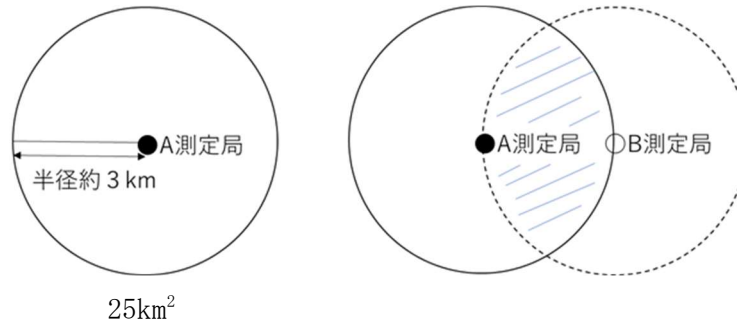
過去10年間の月平均値から相関係数を算出し、相関係数が0.7以上^{*2}となった場合を高い相関があると評価する。

ウ 測定値についての有意差の検定

過去10年間の月平均値について、平均値の差の検定を有意水準5%で実施し^{*3}、「有意な差があるとは言えない」と判断された測定局については、測定値の平均が、概ね一致しているものと判断する。

※1 近隣局について

処理基準では可住地面積 25km² 当たり 1 つの測定局設置が目安とされている。測定局を中心とした円を考えた場合、半径 2.8km (約 3 km) の円に 1 局となる。A測定局から直線距離で 3 km 地点に B測定局がある場合は、図 4 のように測定範囲の面積が約 40% 重複することになる。このとき、両局の測定値に高い一致があると評価された場合に、測定項目の統合について検討する。



※2 相関係数について

相関係数とは、2つのデータ間の線形な関係の強弱を測る指標である。

相関係数がどの程度の値なら2変数のデータ間に相関があるのか、という統一的な基準は決まっていないが、一般に相関係数が 0.7 以上であれば強い正の相関があるとされる。

※3 検定について

A測定局の平均値とB測定局の平均値について、その差が有意なものか(偶然でないか)を統計的に調べるために実施する。2群間の平均に有意差があるかどうか調べる検定を「平均値の差の検定」(代表的には t 検定)という。

検定の結果は、算出された p 値(データの希少性を示す値)が有意水準より大きいのか、小さいかで判断する。有意水準については、一般的には基準を 5% として採用することが多く、p 値が 5% 以上の場合、「有意差があるとは言えない」と判断できる。

(例) 測定結果 A と B、C、D、E を比較した場合(相関係数 0.7 以上、検定は有意水準 5% で実施)

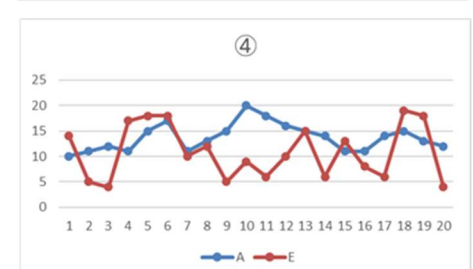
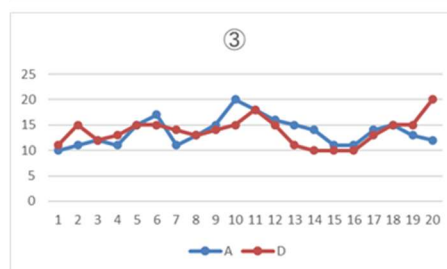
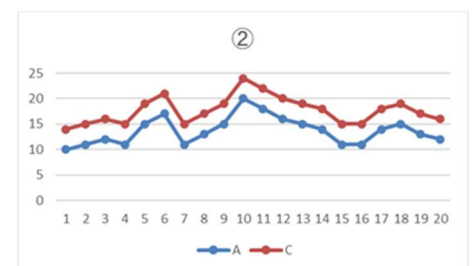
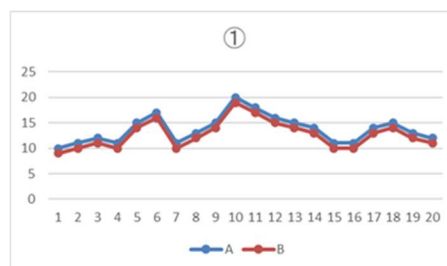
①: 相関係数○、検定○

②: 相関係数○、検定×

③: 相関係数×、検定○

④: 相関係数×、検定×

となり、①(AとB)の場合は、高い一致があると評価される。



(3) 大気汚染状況評価

過去5年間の各測定項目の測定結果と環境基準との比較を行うことで評価する。

(4) 適正配置

ア 測定局の統廃合

(1) の地域的視点の勘案による測定局を配置したうえで、(2) 及び(3) の結果、近隣局との一致性が高く、環境基準の達成状況に問題がなければ、測定局の統廃合を行う。

また、統廃合にあたっては、局舎の劣化状況も考慮する。

イ 測定項目の統廃合

(2) 及び(3) の結果から、近隣局との一致性が高く、環境基準の達成状況に問題がなければ、測定項目の統廃合を行う。

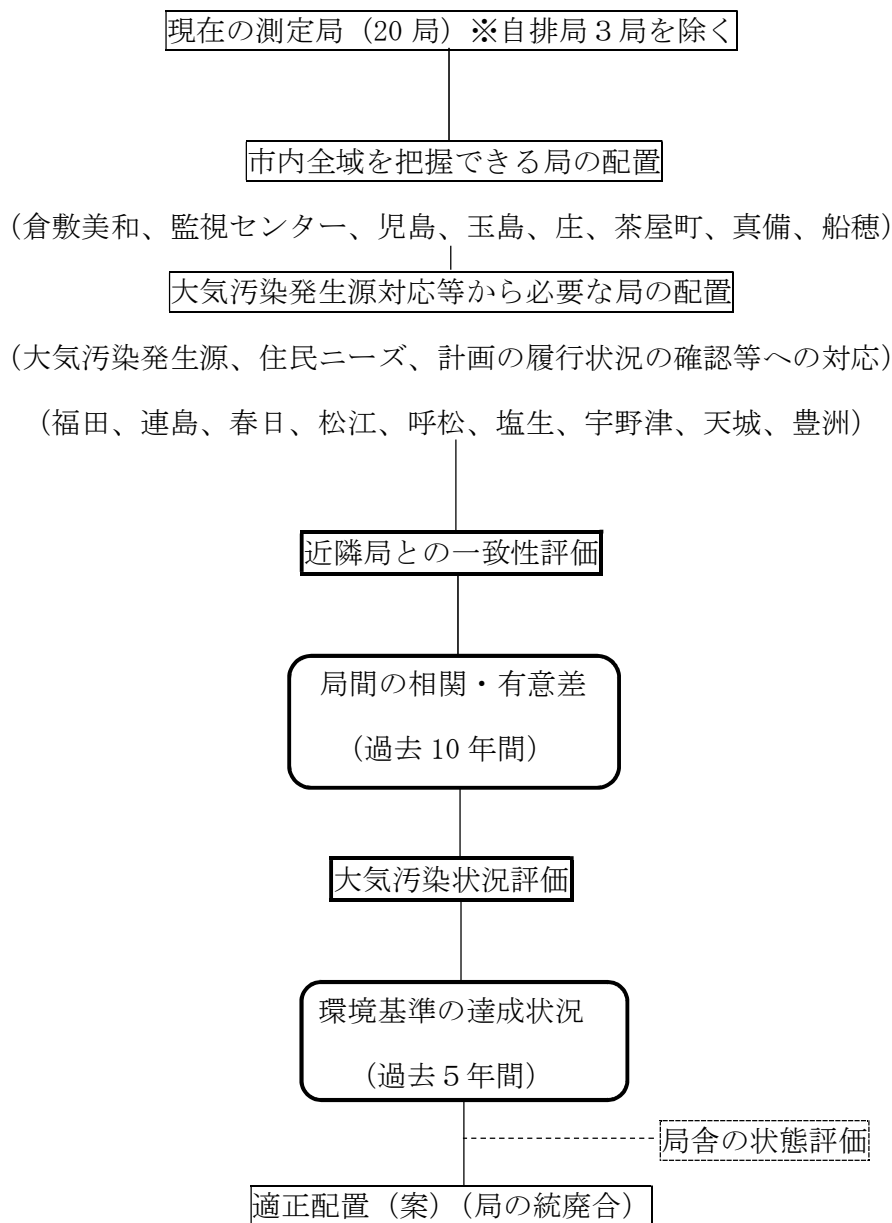


図4 適正配置の検討手順

5 適正配置の検討結果

(1) 近隣局における相関係数及び検定の結果

ア 近隣局の選出

測定局間の直線距離は、表3のとおりである。近隣局の基準とする「直線3km以内」となった数値を黄色で示している。また、近隣局の一覧は、表4のとおりである。

水島コンビナート周辺の測定局については、発生源の監視強化の目的で密に立地していることがわかる。また、一般環境の測定を目的としている測定局でも、比較的近い距離に立地している測定局があることが見受けられる。

表3 測定局間の直線距離

	倉敷美和	監視センター	春日	連島	塩生	松江	福田	西阿知	玉島	船穂	真備	児島	郷内	天城	茶屋町	庄	豊洲	呼松	宇野津	田の口	
倉敷美和																					
監視センター	8.77																				
春日	6.88	1.93																			
連島	8.80	2.38	2.50																		
塩生	13.76	6.37	7.99	8.48																	
松江	10.04	2.66	4.05	4.98	3.80																
福田	7.27	2.80	2.80	4.05	6.66	2.80															
西阿知	4.89	6.30	4.53	5.09	12.54	8.58	6.13														
玉島	11.57	6.89	6.87	4.58	12.26	9.32	8.59	6.78													
船穂	6.69	7.06	5.60	5.27	13.43	9.58	7.42	1.90	5.48												
真備	8.60	12.00	10.46	10.23	18.40	14.50	12.16	6.05	9.12	4.99											
児島	14.85	9.14	10.38	11.47	3.65	6.52	8.62	14.76	15.60	15.97	20.79										
郷内	7.94	7.02	6.71	9.03	7.79	5.81	5.01	9.62	13.56	11.37	15.43	7.45									
天城	5.48	7.54	6.53	9.02	10.02	7.24	5.41	8.14	13.24	10.05	13.54	10.10	2.68								
茶屋町	5.75	10.87	9.63	12.08	13.36	10.73	8.78	10.00	15.97	11.94	14.41	12.97	5.64	3.49							
庄	6.69	15.31	13.53	15.49	19.59	16.16	13.66	11.20	19.76	12.65	12.40	19.86	12.41	9.78	7.24						
豊洲	2.80	9.56	7.97	10.25	13.40	10.12	7.68	7.31	13.68	9.22	11.44	13.81	6.43	3.75	2.95	6.17					
呼松	10.15	3.42	4.65	5.81	3.61	0.80	3.06	9.12	10.19	10.23	15.10	5.76	5.21	6.90	10.37	16.16	10.04				
宇野津	11.00	4.48	5.73	6.84	2.78	1.96	4.08	10.19	11.16	11.32	16.18	4.67	5.30	7.33	10.74	16.83	10.68	1.05			
田の口	15.40	11.40	12.26	13.79	6.79	8.86	10.36	16.30	18.17	17.76	22.34	3.26	7.50	10.12	12.31	19.48	13.84	7.99	7.01		

表4 近隣局（直線距離3km以内）一覧

1	倉敷美和	豊洲
2	監視センター	春日
3		連島
4		松江
5		福田
6	春日	連島
7		福田
8	塩生	宇野津
9	松江	福田
10		呼松
11		宇野津
12	西阿知	船穂
13	郷内	天城
14	茶屋町	豊洲
15	呼松	宇野津

イ 相関係数及び検定

アで選出された近隣局間について、原則、過去10年間^{*1~3}の月平均値における相関係数及び平均値の差の検定の評価を行った。結果は、表5のとおりである。

- ※1 福田局は、平成29年度から測定開始のため、過去6年間の月平均値での評価としている。
- ※2 令和2年度以降に更新されている二酸化硫黄の自動測定機は、従来の測定機と測定方法が異なるため、比較する近隣局によっては、過去8年間から過去10年間の月平均値での評価としている。
- ※3 微小粒子状物質は、平成26年度からの過去9年間の月平均値での評価としている。

相関係数について、一般的に強い相関があるとされる0.7以上のものを「○」の判定としている。また、その中でも0.85以上のものについては、さらに強い相関があると判断し、「◎」の判定とした。

多くの近隣局で強い相関がある結果となり、特に光化学オキシダントについては、全ての近隣局どうしで相関係数の判定が「◎」となった。一方、二酸化窒素については、近隣局によって相関係数にバラツキがあり、他の項目と比較し、地域性があることが推測される。

平均値の差の検定については、結果が有意水準の5%以上を満たす項目について、判定を「○」としている。強い相関を持ったとしても、検定において「有意な差がある(×)」とされる近隣項目が多く見られた。

表5 相関係数及び検定結果

二酸化硫黄 (SO ₂)				二酸化窒素 (NO ₂)			
近隣局		相関係数	検定	近隣局		相関係数	検定
倉敷美和	豊洲	○	○	倉敷美和	豊洲	◎	×
監視センター	春日	◎	○	監視センター	春日	○	×
監視センター	連島	○	×	監視センター	連島	×	×
監視センター	松江	◎	○	監視センター	松江	○	×
監視センター	福田	◎	○	監視センター	福田	×	×
春日	連島	○	○	春日	連島	×	○
春日	福田	◎	○	春日	福田	×	○
塩生	宇野津	○	×	松江	福田	○	×
松江	福田	◎	×	西阿知	船穂	◎	○
松江	呼松	◎	○	郷内	天城	○	○
松江	宇野津	◎	×	茶屋町	豊洲	×	○
西阿知	船穂	○	○				
郷内	天城	◎	○	浮遊粒子状物質 (SPM)			
茶屋町	豊洲	◎	×	近隣局		相関係数	検定
呼松	宇野津	◎	×	監視センター	春日	◎	○
				監視センター	連島	◎	○
				監視センター	松江	◎	×
				監視センター	福田	◎	×
				春日	連島	◎	×
				春日	福田	◎	○
				松江	福田	◎	×
				松江	呼松	○	×
				西阿知	船穂	◎	○
				郷内	天城	◎	○
				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
				近隣局		相関係数	検定
				監視センター	松江	◎	×

相関係数：0.85以上(◎)、0.7以上0.85未満(○)、0.7未満(×)
 検定：5%未満なら有意な差がある(×)
 5%以上なら有意な差があるとはいえない(=ほぼ一致する○)

ウ 近隣局との一致性についての評価結果

前項の相関係数及び検定結果を踏まえて、近隣局との一致性についての評価を行った結果を表6に示す。

相関係数の判定が「◎」、かつ検定の判定が「○」となった近隣局をA評価とした。これらは比較的高い一致性があると考えられ、どちらか片方の測定局において測定が補える傾向にあるため、統廃合の優先度が高いと言える。また、相関係数の判定が「○」、かつ検定の判定が「○」となった近隣局はB評価、相関係数及び検定のどちらかが「×」の判定となった近隣局についてはC評価とした。

表6 近隣局との一致性についての評価結果

項目	近隣局		評価	
SO ₂	監視センター	松江	A	
	松江	呼松		
	監視センター	春日		
	監視センター	福田		
	春日	福田		
	郷内	天城		
	倉敷美和	豊洲	B	
	春日	連島		
	西阿知	船穂		
	監視センター	連島	C	
	塩生	宇野津		
	松江	福田		
	松江	宇野津		
	茶屋町	豊洲		
呼松	宇野津			
NO ₂	西阿知	船穂	A	
	郷内	天城	B	
	倉敷美和	豊洲	C	
	監視センター	春日		
	監視センター	連島		
	監視センター	松江		
	監視センター	福田		
	春日	連島		
	春日	福田		
	松江	福田		
	茶屋町	豊洲		
	Ox	監視センター		松江
監視センター		福田		
春日		連島		
松江		福田		
西阿知		船穂		
郷内		天城		
監視センター		春日	C	
監視センター		連島		
SPM		監視センター	春日	A
		監視センター	連島	
	春日	福田		
	西阿知	船穂		
	郷内	天城		
	監視センター	松江	C	
	監視センター	福田		
	春日	連島		
	松江	福田		
	松江	呼松		
PM2.5	監視センター	松江	C	

(2) 大気汚染状況評価

過去5年間における、各項目の測定結果と環境基準との比較を行った。光化学オキシダントについては、測定開始時から全ての局で環境基準を超過しているため、評価は対象外とする。

ア 項目ごとの評価結果

(ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

【短期的評価】

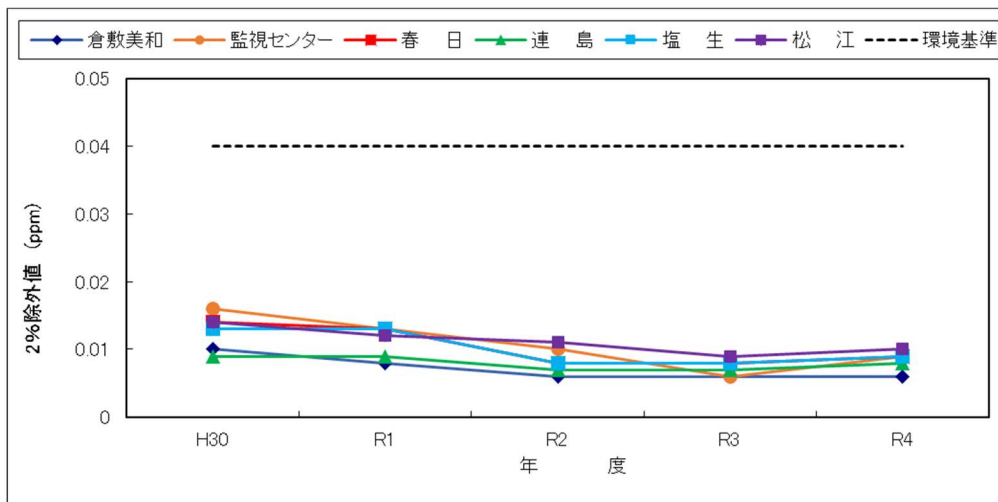
表7に過去5年間における二酸化硫黄の環境基準に対する短期的評価結果を示す。過去5年間において、短期的評価基準値の超過はない。

表7 二酸化硫黄の環境基準に対する短期的評価

	H30	R1	R2	R3	R4
0.1ppm超過時間	無	無	無	無	無
0.04ppm超過日数	無	無	無	無	無

【長期的評価】

図6に二酸化硫黄の環境基準に対する長期的評価の推移を示す。全局において環境基準を達成した。全局で環境基準を大きく下回っており、全体的にやや低下傾向である。



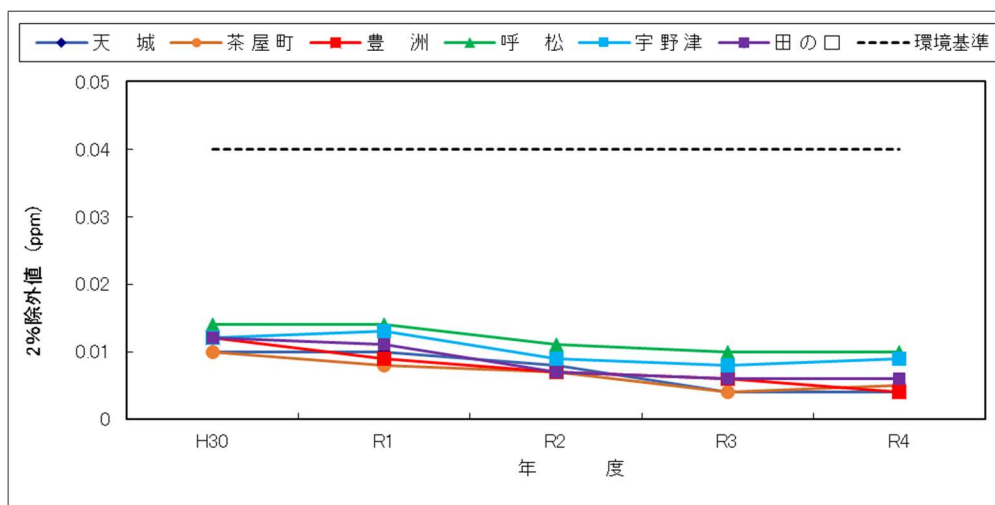
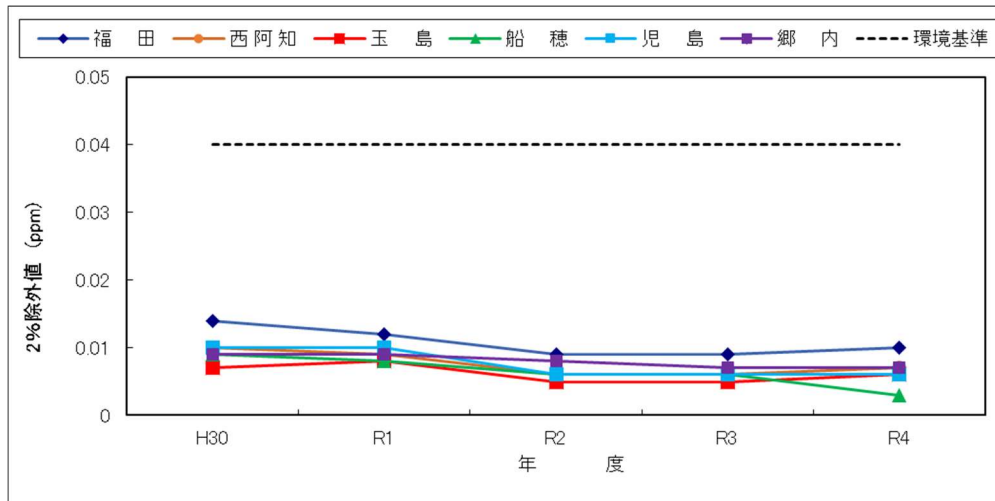


図6 二酸化硫黄の環境基準に対する長期的評価の推移

(イ) 二酸化窒素 (NO₂) (長期的評価のみ)

図7に二酸化窒素の環境基準に対する長期的評価の推移を示す。全局において環境基準を達成した。全局で環境基準を大きく下回っており、全体的にほぼ横ばいの傾向である。

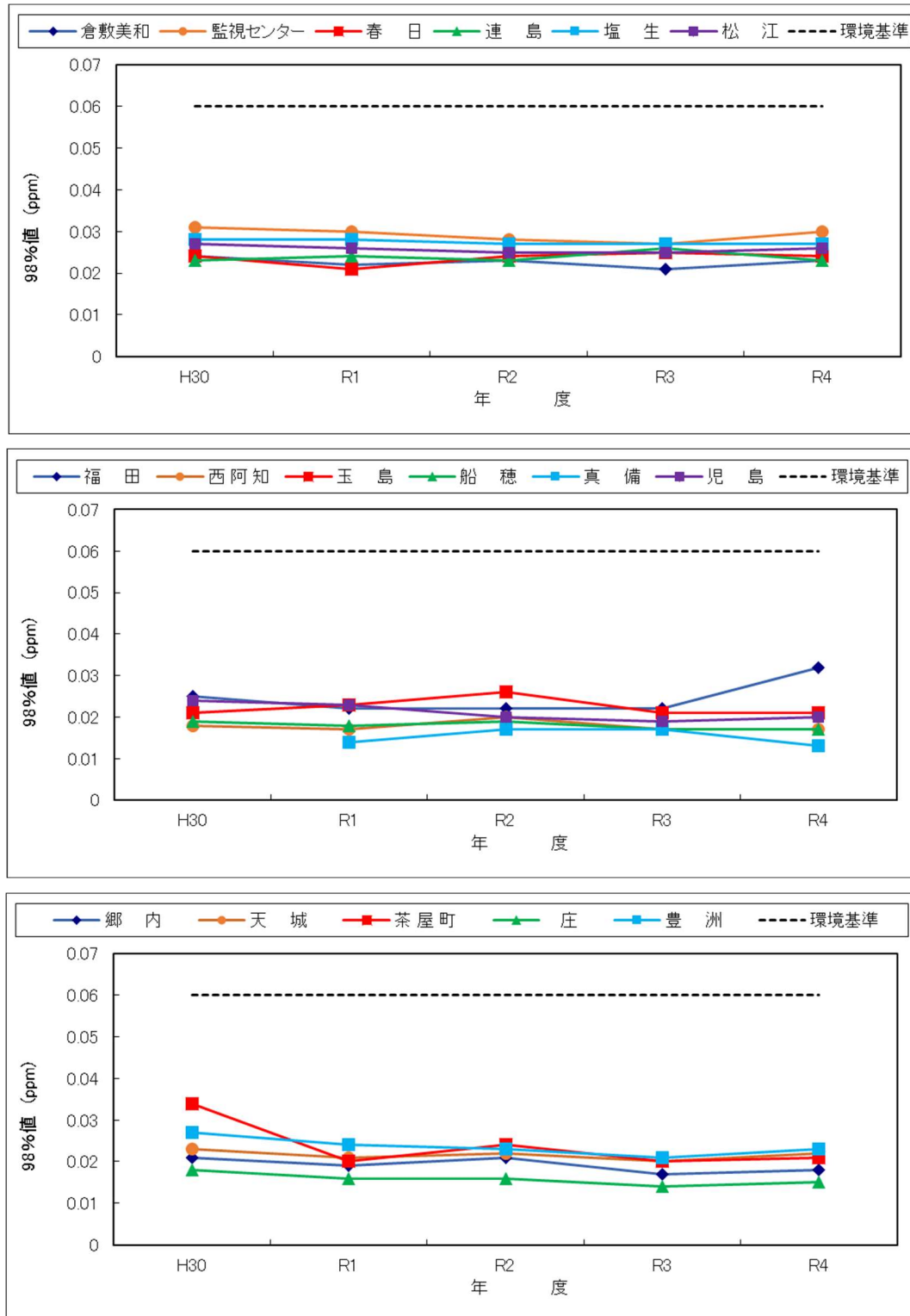


図7 二酸化窒素の環境基準に対する長期的評価の推移

(ウ) 一酸化炭素 (CO)

【短期的評価】

表 8 に一酸化炭素の環境基準に対する短期的評価結果を示す。過去 5 年間に於いて、短期的評価基準値の超過はない。

表 8 一酸化炭素の環境基準に対する短期的評価

	H30	R1	R2	R3	R4
8 時間値 20ppm 超過回数	無	無	無	無	無
10ppm 超過日数	無	無	無	無	無

【長期的評価】

図 8 に一酸化炭素の環境基準に対する長期的評価の推移を示す。環境基準を大きく下回っており、ほぼ横ばいの傾向である。

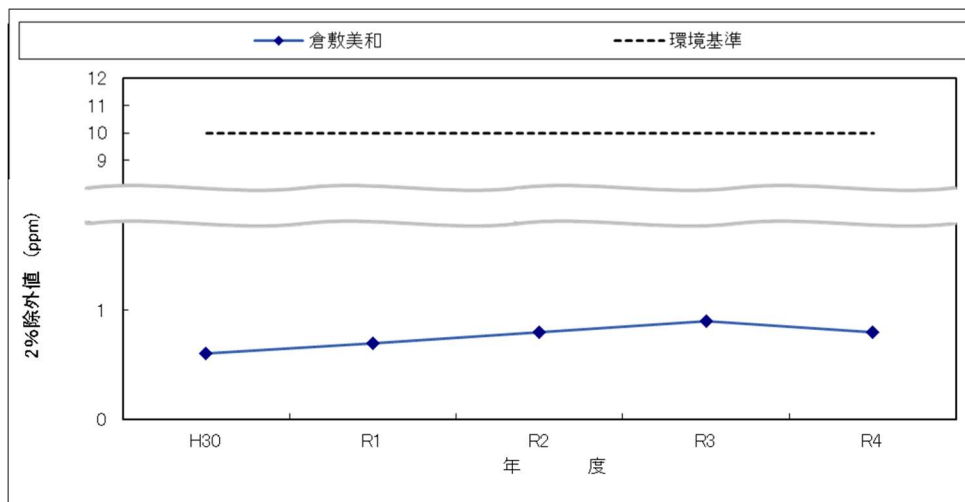


図 8 一酸化炭素の環境基準に対する長期的評価の推移

(エ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【短期的評価】

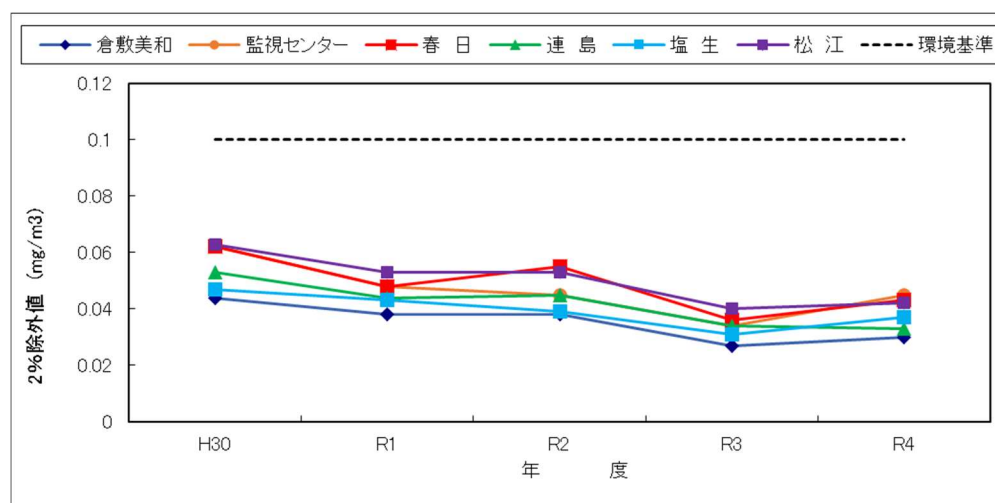
過去5年間に於いて、短期的評価基準値の超過があった測定局は、表9のとおり。毎年度、1時間値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超過する測定局が確認されており、特に茶屋町局は、過去5年間のうち4年で計7時間と最も多い超過実績であった。

表9 浮遊粒子状物質の環境基準に対する短期的評価

	H30	R1	R2	R3	R4
0.2mg/m ³ 超過時間	春日(2)	天城(1) 茶屋町(2)	茶屋町(2)	天城(1) 茶屋町(2)	茶屋町(1)
0.1mg/m ³ 超過日数	無	無	無	無	無

【長期的評価】

図9に浮遊粒子状物質の環境基準に対する長期的評価の推移を示す。全局において環境基準を達成した。全局で環境基準を大きく下回っており、全体的に低下傾向である。



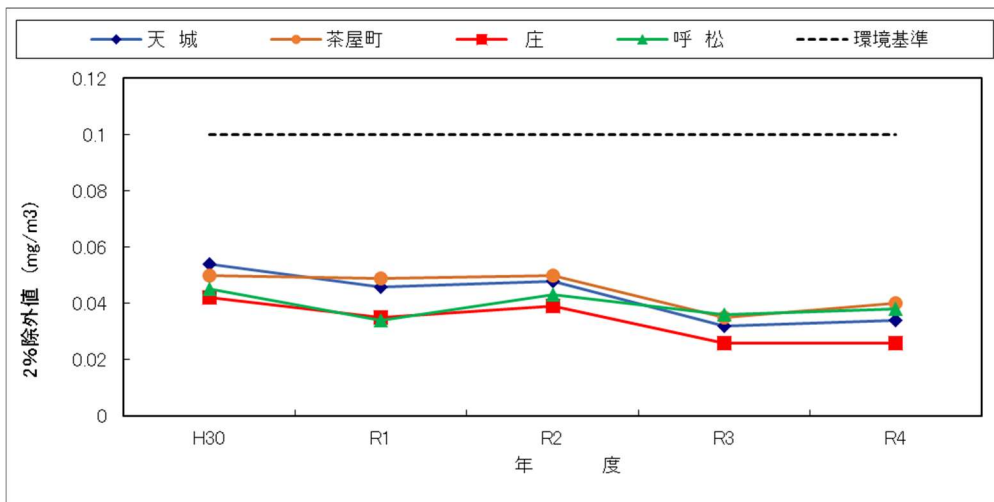
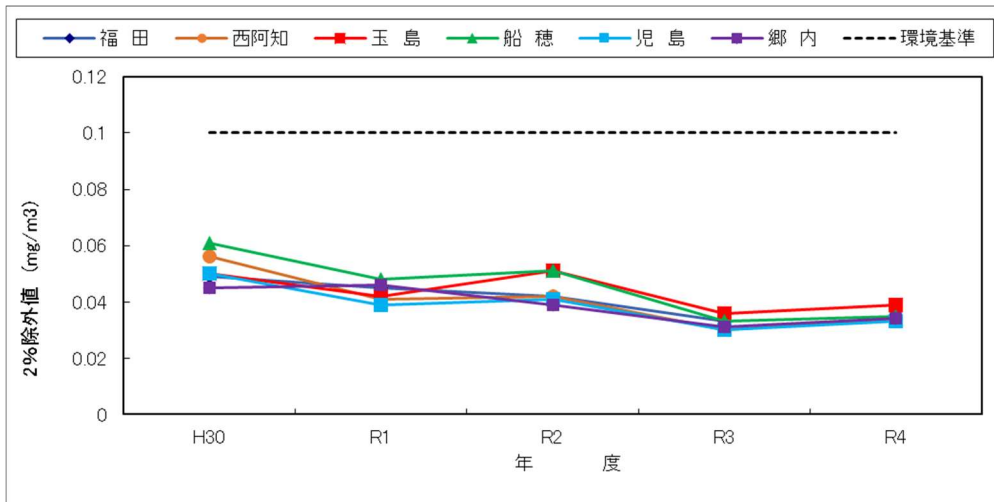


図9 浮遊粒子状物質の環境基準に対する長期的評価の推移

(オ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

過去5年間における微小粒子状物質の環境基準に対する評価結果は、表10のとおり。また、年平均値の推移を図10に示す。令和3年度までは濃度が低下傾向であったが、令和4年度は濃度が少し上昇した。超過回数が多い松江局は、コンビナートによる影響、茶屋町局は、野焼きによる影響が推測される。

表10 微小粒子状物質の環境基準に対する評価

	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準 超過合計回数
	環境基準 (年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、かつ日平均98%値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 適否					
倉敷美和	×	○	○	○	○	1
監視センター	×	○	○	○	○	1
塩生	○	○	○	○	○	0
松江	×	×	×	○	○	3
玉島	○	○	○	○	○	0
真備	有効測定日数 未滿	○	○	○	○	0
児島	×	○	×	○	○	2
茶屋町	×	×	×	○	○	3
庄	×	○	○	○	○	1

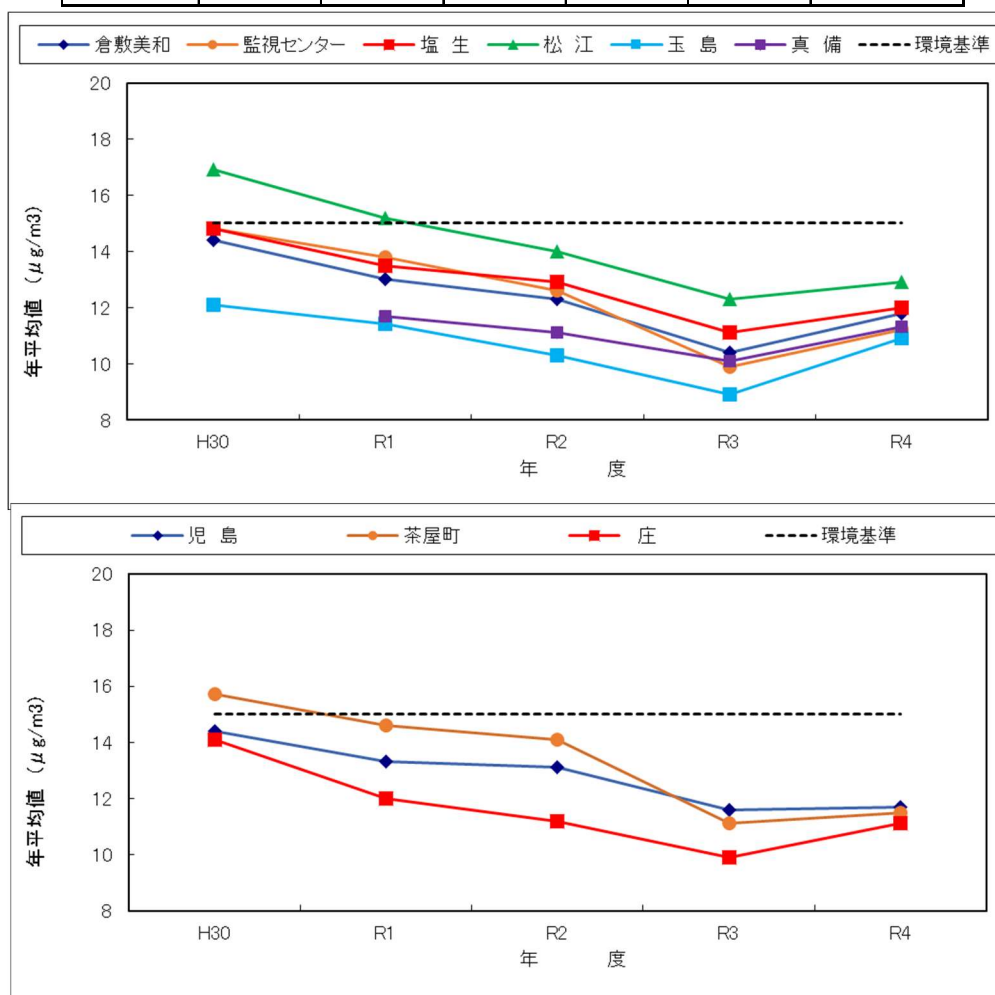


図10 微小粒子状物質の環境基準に対する年平均値の推移

イ 大気汚染状況についての評価結果

大気汚染状況についての評価結果は、表11のとおり。過去5年間において環境基準の超過がなかった測定局については、今後継続して監視を行う必要性が比較的 low、統廃合における優先順位は高いと判断し、環境基準の超過なしがA評価、単年度で超過したものをB評価、複数年度で超過したものをC評価とした。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については、基準超過がなかったため、全ての測定局でA評価となった。

一方、浮遊粒子状物質と微小粒子状物質については、複数年度で基準超過であるC評価となった測定局が複数みられた。

表11 大気汚染状況についての評価結果

局名	評価				
	SO ₂	NO ₂	CO	SPM	PM2.5
倉敷美和	A	A	A	A	B
監視センター	A	A		A	B
春日	A	A		B	
連島	A	A			
塩生	A	A		A	A
松江	A	A		A	C
福田	A	A		A	
西阿知	A	A		A	
玉島	A	A		A	A
船穂	A	A		A	
真備		A			A
児島	A	A		A	C
郷内	A	A		A	
天城	A	A		C	
茶屋町	A	A		C	C
庄		A		A	B
豊洲	A	A			
呼松	A			A	
宇野津	A				
田の口	A				

過去5年間における基準未達成 A（無し）、B（単年度）、C（複数年度）

(3) 局舎の状態についての評価結果

局舎の状態についての評価を行った結果を表12に示す。老朽化が進行している局舎については、周囲への安全や修繕コストを考慮すると、統廃合の優先順位が高いと考えられる。

そのため、令和元年度に実施した測定局舎現状調査結果における劣化度点数が高い順に、A（上位）、B（中間）、C（下位）と評価を行った。

なお、建築経過年数の比較的浅い福田局及びコンテナの局舎は評価から除外した。

表12 局舎の状態の評価結果

局名	種類	現局舎建築年度	増築年度	修繕年度	建築経過年数	R元年度調査総合点数	評価
郷内	CB造	S49			47	12	A
松江	RC造	H1			32	24	
倉敷美和	RC造	S44			52	29	
西阿知	CB造	S47			49	33	
児島	CB造	S59			37	33	
呼松	CB造	S44			52	38	B
天城	CB造	S57			39	48	
田の口	CB造	S55		H26	41	48	
玉島	CB造	S49	H1	H26	47	52	
船穂	CB造	S46			50	57	
塩生	CB造	S48	H1	H26	48	62	C
豊洲	CB造	S44		H14	52	71	
茶屋町	CB造	S47		H28	49	76	
春日	CB造	S42	H1	H27	54	86	

劣化度合いの大きい順にA、B、Cと評価

6 評価結果まとめ

統廃合に関する各観点における評価結果のまとめは表13のとおり。各評価におけるAが5点、Bが2点、Cが0点として、それぞれを足し合わせたものを合計評価点とした（10点以上を赤で示す）。また、評価対象外としたものについては、D（0点）で示している。なお、COは、倉敷美和局のみでの測定のため、ここでは割愛している。

表13 各観点における評価結果まとめ

局名	評価項目	測定項目									
		SO ₂		NO ₂		Ox		SPM		PM2.5	
		各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点	各評価	合計評価点
倉敷美和	1 一致性	B	12	C	10	D	5	D	10	D	7
	2 環境基準	A		A		D		A		B	
	3 局舎状態	A		A		A		A		A	
監視センター	1 一致性	A・C	10・5	C	5	A・C	5・0	A・C	10・5	C	2
	2 環境基準	A		A		D		A		B	
	3 局舎状態	D		D		D		D		D	
春日	1 一致性	A・B	10・7	C	5	A・C	5・0	A・C	7・2		
	2 環境基準	A		A		D		B			
	3 局舎状態	C		C		C		C			
連島	1 一致性	B	7	C	5	A・C	5・0	A・C	10・5		
	2 環境基準	A		A		D		A			
	3 局舎状態	D		D		D		D			
塩生	1 一致性	C	5	D	5	D	0	D	5	D	5
	2 環境基準	A		C		D		A		A	
	3 局舎状態	C		A		C		C		C	
松江	1 一致性	A・C	15・10	C	10	A	10	C	10	C	5
	2 環境基準	A		A		D		A		A	
	3 局舎状態	A		A		A		A		C	
福田	1 一致性	A・C	10・5	C	5	A	5	A・C	10・5		
	2 環境基準	A		A		D		A			
	3 局舎状態	D		D		D		D			
西阿知	1 一致性	B	12	A	15	A	10	A	15		
	2 環境基準	A		A		D		A			
	3 局舎状態	A		A		A		A			
玉島	1 一致性	D	7	D	7	D	2	D	7	D	7
	2 環境基準	A		A		D		A		A	
	3 局舎状態	B		B		B		B		B	
船穂	1 一致性	B	9	A	12	A	7	A	12		
	2 環境基準	A		A		D		A			
	3 局舎状態	B		B		B		B			
真備	1 一致性			D	5	D	0			D	5
	2 環境基準			A		D				A	
	3 局舎状態			D		D				D	
児島	1 一致性	D	10	D	10	D	5	D	10	D	5
	2 環境基準	A		A		D		A		C	
	3 局舎状態	A		A		A		A		A	
郷内	1 一致性	A	15	B	12	A	10	A	15		
	2 環境基準	A		A		D		A			
	3 局舎状態	A		A		A		A			
天城	1 一致性	A	12	B	9	A	7	A	7		
	2 環境基準	A		A		D		C			
	3 局舎状態	B		B		B		B			
茶屋町	1 一致性	C	5	C	5	D	0	D	0	D	0
	2 環境基準	A		A		D		C		C	
	3 局舎状態	C		C		C		C			
庄	1 一致性			D	5	D	0	D	5	D	2
	2 環境基準			A		D		A		B	
	3 局舎状態			D		D		D		D	
豊洲	1 一致性	B・C	7・5	C	5						
	2 環境基準	A		A							
	3 局舎状態	C		C							
呼松	1 一致性	A・C	12・7					C	7		
	2 環境基準	A						A			
	3 局舎状態	B						B			
宇野津	1 一致性	C	5								
	2 環境基準	A									
	3 局舎状態	D									
田の口	1 一致性	D	7								
	2 環境基準	A									
	3 局舎状態	B									

7 適正配置（案）

（1）測定局の統合

表 13 の全ての測定項目において、合計評価点が 10 点以上（A 評価が 2 つ以上）となった西阿知局及び郷内局を統合対象とする。両測定局は、近隣局（船穂局・天城局）との一致性評価で全ての測定項目が B 評価以上であり、環境基準の達成状況も光化学オキシダントを除き、A 評価である。

また、田の口局は、児島局と 3 km 以上（3.26 km）離れているが、測定項目である二酸化硫黄について、個別に評価した結果、相関係数が 0.7 以上、検定結果が 5 % 以上で一致性があるとともに、環境基準も達成していることから、西阿知局と郷内局と同様に統合対象とする。

以上のことから、西阿知局は船穂局、郷内局は天城局、田の口局は児島局で当該地域の測定を補うことが可能であると判断し、西阿知局、郷内局及び田の口局の 3 局をそれぞれ統合する。

（2）測定項目の統合

近隣局との一致性評価及び環境基準の達成状況が、ともに A 評価となった一覧は、次のとおりであり、これらの測定項目を統合対象とする。

測定項目	近隣局		測定項目	近隣局	
二酸化硫黄	監視センター	松江	二酸化硫黄	監視センター	福田
	松江	呼松		春日	福田
	監視センター	春日	浮遊粒子状物質	監視センター	連島

このうち、福田局は、一致性の評価期間が最大でも 6 年間であることから今回は対象外とする。

また、監視センターは市内測定局の拠点であること、松江局は水島コンビナートに最も近い測定局であることから、両局の測定項目は継続することとする。

以上のことから、呼松局と春日局の二酸化硫黄、連島局の浮遊粒子状物質は、それぞれ近隣局の測定で補うことが可能と判断し、統合する。

（1）、（2）の結果の一覧を表 14 に示し、近隣局と統合された後の測定局配置図を図 11 に示す。

また、適正配置（案）と全国的視点から必要とされる算定局数との比較を表 15 に示す。

表 14 測定局の統合及び測定項目の統合

局区分	局名	測定項目							
		SO ₂	NO _x	CO	O _x	HC	SPM	PM2.5	WD/WS
一般局	倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○	○
	監視センター	○	○		○	○	○	○	○
	春日島	× (監セ)	○		○		○		○
	連島	○	○		○		× (監セ)		○
	塩生	○	○		○		○	○	○
	松江	○	○		○		○	○	○
	福田	○	○		○		○		○
	西阿知	船穂局に統合							
	玉島	○	○		○		○	○	○
	船穂	○	○		○		○		○
	真備		○		○			○	○
	児島	○	○		○		○	○	○
	郷内	天城局に統合							
	天城	○	○		○		○		○
	茶屋町	○	○		○		○	○	○
	庄		○		○		○	○	○
	豊洲	○	○						○
呼松	× (松江)					○			
宇野津	○								
田の口	児島局に統合								
自排局	駅前		○	○		○		○	
	大西		○	○			○	○	
	高坂		○	○				○	

表 15 適正配置（案）と全国的視点から必要とされる算定局数との比較

	基本的な測定局数	達成状況係数	項目係数	算定局数	本市の設置局数	適正配置（案）	過不足
二酸化硫黄	7	1/2	1	3	18(0)	13(0)	15→10
浮遊粒子状物質		1	1	7	18(2)	14(2)	11→7
一酸化炭素		1/3	1/4	1	4(3)	4(3)	3
光化学オキシダント		1	1	7	16(0)	14(0)	9→7
二酸化窒素		1/2	1	3	20(3)	18(3)	17→15
非メタン炭化水素		1	1/2	3	3(1)	3(1)	0
微小粒子状物質		1	1	7	10(1)	10(1)	3

8 適正配置後の対応

適正配置の検討結果から、全市的な大気汚染の状況は、把握することができるが、測定局を統合する地域については、必要に応じて大気環境測定車による補完調査を行う。

9 次回以降の検討

今回の適正配置後に、市内の大気環境の濃度レベルや社会的状況が変化する可能性があることから、今後も必要に応じて再配置の検討を行う。

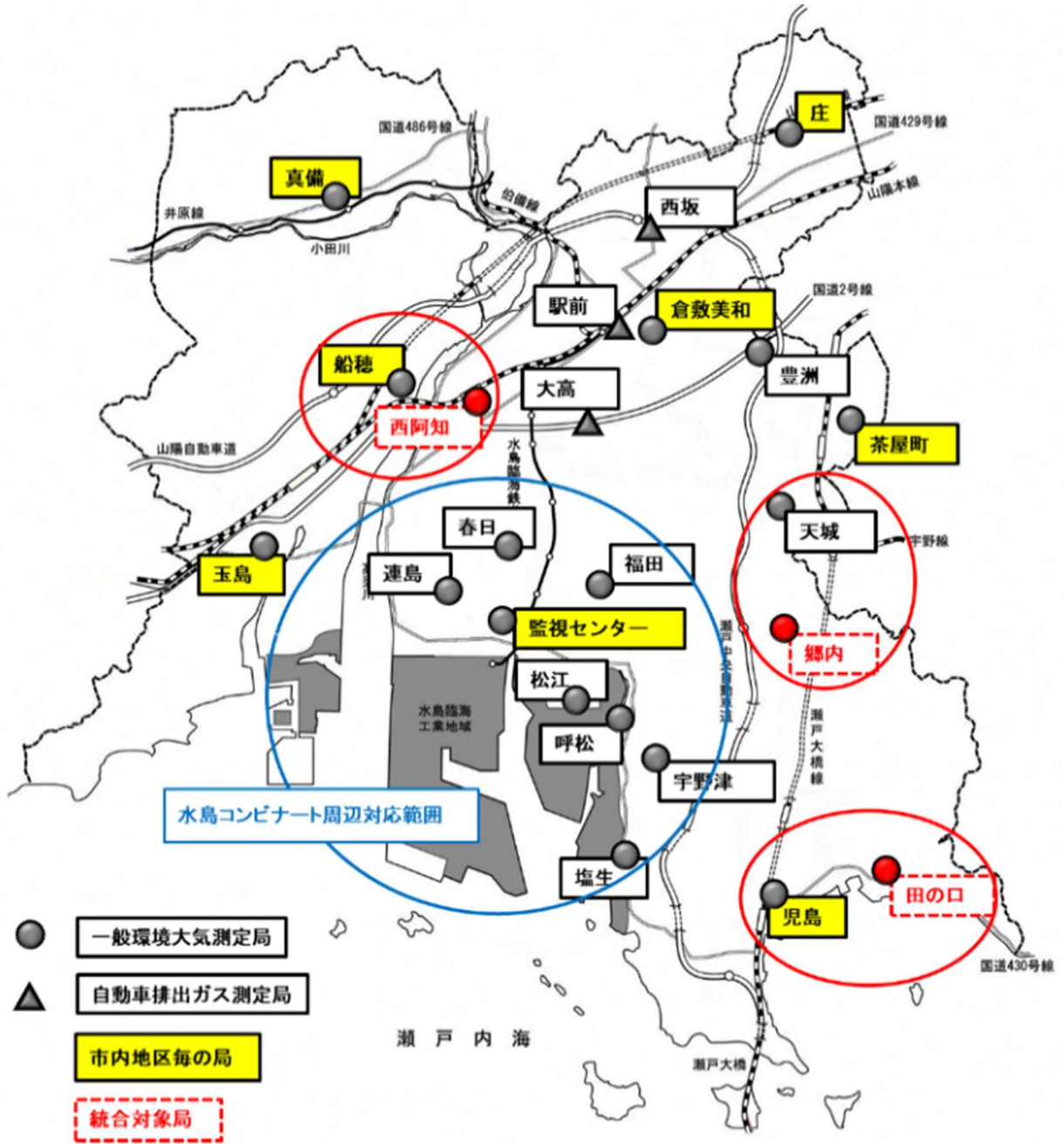


図 11 近隣局と統合された後の測定局配置図